

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和元年6月19日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和元年6月19日(水曜日)

午前9時59分開議
午後0時7分休憩
午後0時59分開議
午後1時59分閉会

本日の会議に付した事件

令和元年度主要事業等の説明

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第11号 熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 財産の処分について

報告第1号 平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成30年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 平成30年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 平成30年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出について

請第1号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第2号 「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①創造的復興に向けた重点10項目について
- ②水俣病対策の状況について
- ③平成28年度(2016年度)熊本県温室効果ガス総排出量について
- ④熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画の策定について
- ⑤「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(平成30年度)
- ⑥ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等(平成30年度)について
- ⑦熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
- ⑧グループ補助金の執行状況等について

出席委員(8人)

委員長 高野洋介
副委員長 中村亮彦
委員 松田三郎
委員 池田和貴
委員 磯田毅
委員 濱田大造
委員 本田雄三
委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人
 総括審議員兼政策審議監 藤本 聡
 環境局長 西尾 浩明
 県民生活局長 無田 英昭
 首席審議員
 兼環境政策課長 横尾 徹也
 水俣病保健課長 梅川 日出樹
 水俣病審査課長 坂野 定則
 政策監 山口 喜久雄
 環境立県推進課長 財津 和宏
 環境保全課長 葉山 清春
 自然保護課長 山下 裕史
 循環社会推進課長 城内 智昭
 くらしの安全推進課長 村上 敏幸
 消費生活課長 吉田 桂司

首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 真田 由紀子
 人権同和政策課長 森上 大右

商工観光労働部

部長 磯田 淳
 総括審議員兼政策審議監
 兼商工政策課長 藤井 一恵
 商工労働局長 石元 光弘
 新産業振興局長 三輪 孝之
 観光経済交流局長 小金丸 健
 商工振興金融課長 阪本 清貴
 労働雇用創生課長 岡村 郷司
 産業支援課長 大下 慶
 エネルギー政策課長 坂本 公一
 企業立地課長 深川 元樹
 観光物産課長 上田 哲也
 首席審議員兼国際課長 波村 多門

国際スポーツ大会推進部

部長 寺野 慎吾
 政策審議監 千田 真寿
 国際スポーツ
 大会推進課長 坂本 久敏
 政策監 奥園 栄純

企業局

局長 岡田 浩
 総務経営課長 永松 浩史
 工務課長 伊藤 健二
 労働委員会事務局
 局長 松永 正伸
 審査調整課長 中島 洋二

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉 美穂
 政務調査課主幹 植田 晃史

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、おはようございます。経済環境常任委員長を仰せつかっております高野洋介でございます。

1年間、皆様方の御協力のもとで、しっかりと円滑な委員会運営に心がけていきたいと思っておりますので、委員の皆様、また、執行部の皆様方にも、最後まで御協力をよろしくお願いをいたします。

また、ことしは、復旧、復興はもとより、国際スポーツ大会も控えておりますので、1年間、大変重要な委員会になると私は思っておりますので、活発な御意見をいただきまして、よりよい県政発展のために頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

続きまして、中村副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○中村亮彦副委員長 皆さん、おはようございます。副委員長を拝命させていただきました中村でございます。

高野委員長の補佐役として、円滑な委員会運営に努めてまいりますとともに、県経済の発展、そして環境生活の充実というものに対して、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

委員各位におかれましても、また、執行部の皆様方におかれましても、御理解、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、御挨拶いたします。

よろしく申し上げます。（拍手）

○高野洋介委員長 次に、本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は、課長以上について、自席からお願いいたします。また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料の中の役付職員名簿により紹介にかえたいと思います。

それでは、田中環境生活部長から、順にお願いいたします。

（環境生活部長、総括審議員～審査調整課長の順に自己紹介）

○高野洋介委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、今回付託された請第1号並びに請第2号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第1号及び請第2号についての説明者を入室させてください。

（請第1号及び請第2号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。

す。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、請第1号及び請第2号について、一括して説明をお願いいたします。

（請第1号及び請第2号の説明者の趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございます。

（請第1号及び請第2号の説明者退室）

○高野洋介委員長 それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑につきましては、執行部の説明の後、一括して受けたいと思います。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔に行ってください。

初めに、田中環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から、資料に従い順次説明をお願いいたします。

以下、商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部長でございます。

令和元年度の環境生活部の組織及び主要事業等について御説明を申し上げます。

お手元の令和元年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願いいたします。

当部は、総括審議員のもと環境政策課ほか2課、環境局長、県民生活局長のもと各4課、合わせて本庁11課、出先機関として水俣市にございます環境センターで構成し、職員数は、本庁179名、環境センター4名、合計183名でございます。

次に、令和元年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。

一般会計といたしまして、総額177億4,600万円余の予算を計上いたしております。

環境生活部では、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づきまして、被災地の創造的復興を図るとともに、安全、安心で一人一人を大切に生活環境づくりや豊かな自然環境の再生、継承に総力で取り組んでおります。

なお、水俣病対策につきましましては、引き続き、認定審査業務を丁寧かつ迅速に進めてまいります。

次に、同じ1ページの下段、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額37億5,600万円余の予算を計上をいたしております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして215億300万円余となります。

なお、主要事業及び新規事業の概要につきましては、後ほど資料に沿いまして関係課長から説明をいたします。

次に、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1件、条例1件、報告が2件でございます。

お手数でございますが、常任委員会説明資料、6月補正予算・条例等議案関係の1ページのほうをお願いいたします。

まず、第1号議案の令和元年度熊本県一般会計補正予算でございますが、表の(B)補正額に記載のとおり、総額3,600万円余の増額をお願いいたしております。その内容は、市町村の水道施設整備に対する助成に要する経費でございます。

これによりまして、特別会計を含めた環境生活部の令和元年度の予算総額は、表最下段に記載しておりますとおり、215億4,000万円余となります。

次に、条例関係でございます。

第11号議案の熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定については、農薬取締法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

次に、報告でございます。

報告第1号の平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、国立公園満喫プロジェクト推進事業など3事業につきまして、総額4億1,600万円余を令和元年度へ明許繰り越しを行うものでございます。

また、報告第5号の平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業など2事業につきまして、総額1億4,300万円余を令和元年度へ事故繰越しを行うものでございます。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございます。

このほか、その他報告事項といたしまして、水俣病対策の状況につきましてなど5件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いいたします。

チッソの金融支援について御説明いたします。

説明欄1にこれまでの経緯を記載しておりますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける

形での金融支援が行われてきました。しかし、チッソの借入金が増え、経営的にも厳しくなったため、平成12年に現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

2で、その支援策の概要を説明いたします。

それまでの患者県債を廃止し、(1)にありますますが、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い、所要の支払い猶予等を行うこと、また、その際、(2)にありますますが、支払い猶予相当額については、国庫補助金や100%地方交付税措置のある特別の県債で対応することとし、県の負担はありません。

なお、チッソに対する金融措置に関しまして、万一不測の事態が生じた場合には、国において万全の措置を講ずる旨、平成12年2月に閣議了解をされております。

3ページをごらんください。

チッソへの貸付金につきましては、特別会計を設けて資金管理をしております。内訳はその表のとおりですが、総額は37億5,698万円余でございます。

おめくりいただいて、4ページをごらんください。

平成30年度のチッソ関連の県債の償還状況でございます。

今後の県の償還予定額は、一番右の合計欄の最下段にありますますが、元利合わせて268億円余でございます。

5ページをごらんください。

30年度末のチッソに対する貸し付けの状況ですが、チッソからの今後の償還予定額は、一番右の最下段にありますますが、元利合わせて2,174億円余でございます。

次に、6ページをごらんください。

水銀フリー社会への実現に向けた取り組みの推進について御説明いたします。

これは、平成25年10月に本県で開催されました水銀に関する水俣条約外交会議におい

て、知事が行いました水銀フリー熊本宣言を踏まえまして、水銀をできる限り使わない水銀フリー社会の実現に向けまして取り組みを行うもので、本年度は2,460万円余を計上しております。

本年度の新規事業は2つあります。1つ目は、水銀フリー巡回展でございます。

県内各地域で巡回展を実施し、広く情報発信を行うことで、県民のさらなる意識醸成を図り、水銀フリー社会の実現につなげていくものでございます。

2つ目は、出前講座でございます。

中学生、高校生等を対象とした出前講座を実施することで、水銀に関する理解を深め、水銀フリー社会に向けて、実践できる人材の育成を図るものでございます。

環境政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分などを給付するもので、予算額87億円余でございます。

給付内容は、説明欄の表に記載のとおりでございます。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び福祉の充実でございます。

説明欄1の水俣病関連情報発信事業は、県内の小中高校や教職員、保護者などを対象に水俣病の啓発を行いますほか、本年9月にポーランドで開催予定の水銀国際会議において、世界に向けて水俣病の情報発信を行うものでございます。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、胎児性・小児性患者の方々の日常生活の支援及び外出や旅行などの社会参

加の支援に要する経費でございます。

なお、4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業の中で、水俣市が実施されます水俣病犠牲者慰霊式は、例年、公式確認の5月1日に開催されておりますが、ことしは新天皇即位の日と重なったことから、10月19日土曜日開催予定でございます。

水俣病保健課は以上でございます。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、資料の説明欄にございますように、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定業務を行っております。

1の水俣病認定業務の推進について御説明をいたします。

認定業務では、まず、審査をされている方に対しまして、(1)に記載のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行っております。その後、(2)に記載のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による水俣病の認定または棄却の決定を行うこととなります。

米印にございますように、4月末現在の申請件数は599件となっております。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業でございます。

これは、水俣市、芦北町などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年を経過した申請者などに対しまして、知事の決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。

4月末現在の対象者は294人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

これは、熊本大学医学部と水俣地域などの基幹病院をネットワークで結びまして、水俣病の診療に関しまして、最新の医療やより専

門的な指導、助言などを行うことができるようにする事業でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

水俣病審査課におきましては、水俣病の認定業務とともに、知事の棄却決定に対して不服がある場合の申し立てや訴訟についての対応も行っております。

4月末現在の状況につきましては、資料に記載のとおり、水俣病関係の訴訟が8件、不服審査が96件でございます。

裁判の状況等につきましては、後ほど報告事項のところで御説明をさせていただきます。

水俣病審査課は以上でございます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページをお願いいたします。

項目欄の2、地球温暖化対策の推進ですが、温室効果ガスの削減を促進するため、県民総ぐるみ運動として、生活スタイルや企業活動の見直しに取り組んでいるものです。

説明欄2のくまもとらしいエコライフ普及促進事業では、重点取り組みとして、くまもとのBDF——バイオディーゼル燃料ですが、やグリーンカーテン等の普及を進めるほか、節電に参加するとポイントがもらえる炭素マイレージ制度を、九州一体となって広めてまいります。

項目欄3、「水の国くまもと」づくりの推進です。

これは、地下水は公共水との認識に立ち、将来にわたって利用できるよう、地下水保全対策を推進するものです。

11ページをお願いいたします。

最下段の説明欄4、熊本地域水田湛水拡充調査事業でございます。

地下水涵養を促進するため、転作田や休耕田に水を張る水田湛水事業を白川中流域や台

地部で実施していますが、本年度、新たに候補地を調査、選定し、実施計画を策定してまいります。

12ページをお願いいたします。

項目欄4、有明海・八代海の再生でございます。

特措法に基づき策定しました県計画に沿って、海域環境の保全、改善及び漁業の振興を全庁的に推進するものでございますが、そのほか、地域の自主的な環境保全活動を促進してまいります。

説明欄2の有明海等海域環境調査検討事業ですが、有明海での採泥調査を行い、硫化物の由来や底質の流動状況を解析するものでございます。専門家の意見を踏まえ、再生方策を検討してまいります。

13ページをお願いいたします。

項目欄5、環境教育・学習の推進です。

水俣市にあります県の環境センターを環境学習の拠点として、肥後っ子教室など学習の機会を積極的に提供するとともに、本年3月に一部内容をリニューアルしていますので、多くの方に体験してもらおうよう、魅力を発信してまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

それでは、説明資料の14ページをおあけください。

今年度は、新規事業はございません。主要事業の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、項目欄1、大気・化学物質対策の推進についてでございますが、(1)大気汚染規制事業において、大気汚染防止法等に基づき、ばい煙発生施設や粉じん発生施設などを設置する事業者に対する届け出指導や事業所への立入調査や排ガスの行政検査を行い、排出基準の遵守の徹底を図ってまいります。

(2)大気環境監視事業において、①県内35カ所の大気監視局と移動測定車を活用して、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行い、②観測したデータはリアルタイムで県のホームページで公開するとともに、③で、大気の汚染状況が悪化した場合は、関係機関、県民に対して光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起を行っております。

次に、15ページをお願いします。

項目欄2、アスベスト対策の推進についてでございますが、説明欄1のアスベスト問題に関するきめ細やかな相談対応及び救済対策の推進につきましては、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害者等への総合的な窓口として、当課が相談対応や救済給付申請の受け付けを行っております。

説明欄2の監視指導及び調査事業等の実施につきましては、建築物の解体工事に伴いアスベストの飛散等が懸念されることから、大気汚染防止法に基づく届け出指導や監視を行うとともに、解体現場の大気中アスベスト濃度調査を実施しております。

次に、16ページをお願いします。

項目欄3、水質保全対策の推進でございますが、説明欄1の河川や海域等の公共用水域及び説明欄2の地下水の水質の監視、また、事業場からの排出などの監視、指導を行うものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

最後に、項目欄の5、水道事業の推進についてでございますが、説明欄1の平成27年3月に公表した熊本県水道ビジョンの基本方針に沿って、安全、安心な飲料水の確保のため、市町村等が行う水道整備への支援や水道施設の適正な維持管理の指導監督、災害等に強い強靱な水道を目指し、基盤の強化や地震等災害時における危機管理体制の整備強化などの指導監督を行うものでございます。

また、将来にわたり安定した水道事業が継

続的に実施されるよう、昨年5月に設置しました熊本県水道事業基盤強化推進協議会を活用し、経営基盤強化のための事業統合や広域連携の推進を図ってまいります。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山下自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の18ページをお願いします。主な事業について説明いたします。

項目欄1の自然環境の保全は、すぐれた自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定して、保護・保全対策を実施するものです。

最下段の4、SATOYAMAイニシアティブ国際会議は、二次的自然の重要性を再認識し、自然共生社会の実現を目指す国際会議が、本年9月に本県で開催されることとなっており、レセプションや現地見学を通して、本県の自然環境等を広く情報発信するものです。

19ページをお願いします。

項目欄2の自然公園の保護・利用は、自然公園内での開発を制限したり、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、歩道や休憩所などの施設を整備、管理するものですが、次の20ページをお願いします。

説明欄5、国立公園満喫プロジェクト推進事業では、阿蘇くじゅう国立公園内への外国人来訪者数を2020年までに倍増させることを目標に、施設整備等に取り組んでおります。

本年度は、阿蘇駅前の景観改善やトレッキングコースの整備、菊池溪谷の休憩所の建てかえ等を行うこととしております。

このほか、項目欄3、野生鳥獣の保護・管理及び狩猟、21ページの項目欄4、外来生物防除対策に取り組んでおります。

自然保護課の説明は以上です。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料23ページをお願いいたします。

左側項目欄の1、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進につきまして、まず説明欄1のバイオマス利活用推進事業でございます。

これは、県内に存在するバイオマス資源を有効に活用し、資源循環型社会の形成を推進するもので、研究会の運営等のほか、バイオマスによる循環型ビジネスの構築を目指す民間事業者の取り組みへの支援を予定しております。

次に、2つ飛びまして説明欄4のリサイクル製品等利用促進事業でございます。

これは、昨年度から開始いたしましたリサイクル製品の認証や利用促進のほか、リサイクル等に関する研究や技術開発への支援を行うものでございます。

おめぐりいただき、24ページをお願いいたします。

4番目に記載してありますとおり、本年度は、新規事業として、全国的な課題となっております廃プラスチックのリサイクル推進を視野に置いた、先進性の高いリサイクル施設の整備等への補助を予定しております。

次に、項目2、廃棄物の適正処理の推進でございます。

説明欄4の海岸漂着物対策推進事業は、海岸漂着物の発生抑制や回収、処理のための費用でございます。

計上しております2,700万円余は、関係機関等で構成する協議会の運営費及び市町村への補助金でございまして、海岸管理を行う土木部や農林水産部の所要経費につきましては、別途担当課で計上されております。

25ページをお願いいたします。

説明欄の6、新規事業の産業廃棄物実態調査事業でございますが、現在の廃棄物処理計画の終期が来年度末までとなっており、新計

画策定に先立ち、計画策定の基礎資料として、産業廃棄物の排出、中間処理、最終処分の実態や経年変化、事業者や県民の意識の変化等を把握し、将来推計等を行うための調査を行うものでございます。

続きまして、項目3、熊本地震に係る災害廃棄物の処理でございます。

熊本地震で発生いたしました災害廃棄物につきましては、公費解体3万5,675棟、約311万トンの処理が昨年度中に全て完了しております。本年度は、説明欄の1にございまして、本年度は、説明欄の1にございまして、災害廃棄物処理基金補助事業により、各市町村において処理に要した費用への補助を実施いたします。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料26ページをお願いいたします。

初めに、項目1、総合的な交通安全対策の推進で、主な事業でございますが、第10次熊本県交通安全計画に基づき、交通安全思想の普及啓発の取り組みとして、1の交通安全推進連盟補助、2の県民参加型飲酒運転根絶等をテーマにした県民参加型の広報等を行い、引き続き、県民の理解と協力を進めていくこととしております。

次に、項目2の安全安心まちづくりの推進の中で、主な事業を御説明いたします。

27ページをお願いします。

2の犯罪被害者等支援推進事業でございます。

犯罪被害者やその遺族が再び平穏な生活を営むことができるよう、第3次熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針に沿って広報、啓発に取り組み、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ってまいります。

また、本年度は、犯罪被害者等支援条例の制定について検討を行ってまいります。

(3)のワンストップ支援センター事業については、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターであるゆあさいどくまもとの運営を本年度から当課が所管し、くまもと被害者支援センターに委託して行ってまいります。

次に、3、再犯防止推進事業でございます。

国の地域再犯防止推進モデル事業を受託し、犯罪を繰り返す高齢者、障害者等を対象に、再犯防止に必要な支援等を行っていくための相談支援業務を熊本県地域生活定着支援センターに委託して行ってまいります。

また、熊本県再犯防止推進計画の策定に向けて協議、検討を行っていくために、関係機関等による熊本県再犯防止推進連絡協議会を開催していきます。

次に、項目3、食の安全安心の確保でございます。

資料は、28ページをお願いいたします。

1、食の安全安心確保対策事業についてでございます。

平成29年度に、3カ年計画で第4次熊本県食の安全安心推進計画を策定し、食の安全安心活動のための具体的な取り組みと達成目標を定め、県、県民、食品関連事業者等と連携して関係施策の推進に取り組んでおりますが、本年度が最終年度になるため、結果を検証し、第5次熊本県食の安全安心推進計画の策定に当たってまいります。

最後に、29ページをお願いいたします。

項目4、総合的な青少年施策の推進でございますが、1のグローバルジュニアドリーム事業では、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中学生等30名を台湾・高雄市へ派遣し、国際交流を行います。

以上でございます。

○吉田消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の30ページをお願いします。

消費者行政の充実強化でございます。

県消費生活センター及び市町村の消費生活相談は、高齢者を狙った消費者被害あるいはインターネット通信販売に関する相談など、複雑・多様化しております。また、被災者の方々の消費生活支援、成年年齢引き下げに伴う若者被害への懸念、多重債務問題も深刻な問題としてございます。

このため、第3次県消費者基本計画に基づき、被害の未然防止と早期救済などの取り組みを進めてまいります。

主な事業について御説明いたします。

3、消費生活相談・啓発事業でございますが、県消費生活センターの主な活動でございます。

消費生活相談員により、相談に対する助言やあっせんを行うとともに、消費者被害情報を県民の皆さんに提供し、消費者被害の未然防止、早期救済を図ってまいります。

資料の31ページをお願いいたします。

4、地方消費者行政推進事業は、市町村の体制強化支援、県の広域的、専門的な相談機能の充実を図るものでございます。

市町村の支援としまして、(1)消費生活相談員配置の補助、(2)市町村職員や相談員への研修補助、(3)タブレット端末を活用した相談体制の強化、(4)高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を通じた市町村見守り活動の支援等を行ってまいります。

5の消費者自立のための生活再生総合支援事業でございますが、被災者や多重債務者など、生活再生への支援が必要な方々に対し、家計診断、生活資金の貸し付けなどの支援を行うものでございます。

最後に、6の消費者教育推進事業でございます。

3年後の成年年齢の引き下げを見据え、本年度から消費者教育コーディネーターを配置し、学校教育における消費者教育の推進等を

図るものでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の32ページをお願いします。

初めに、項目欄1の協働の推進でございます。

地域の課題やニーズが多様化する中、行政やNPOなどさまざまな主体が、相互の自主性、主体性を尊重し、役割分担しながら地域課題の解決を図っていく協働の取り組みを進めるための支援を行います。

1の県民との協働推進事業は、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証事務あるいは特例認定事務などを行い、NPO法人の運営体制や経営基盤の強化を図るものです。

次に、項目欄の2、男女共同参画の推進でございます。

これは、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、熊本県男女共同参画推進条例及び第4次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民、市町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取り組むを進めるものです。

主な事業を御説明します。

2の男女共同参画学習促進事業は、学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生向け、高校生向けの学習資料及び教師用手引書を作成し、県内の全中学校、高校に配付するものです。

次の33ページをお願いします。

6のくまもとの女性活躍促進事業は、就業や雇用分野における男女共同参画の推進を加速化させるため、企業等の女性管理職を対象とした経営参画塾や経営者を対象とした企業トップセミナー等を開催します。

また、今年度は、働く女性、主婦、学生、地域活動を行う女性など、さまざまな女性が一堂に会し意見交換を行う女性活躍サミットを、経済界や関係団体と連携して開催します。

次に、項目の3、くまもと県民交流館における県民の活動支援でございます。

くまもと県民交流館パレアは、県民の自発的で主体的なさまざまな活動を支援する拠点施設として、年間約34万人に利用されています。

館内には、NPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センターがあり、それぞれの活動に取り組む方々を支援しています。

男女参画・協働推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

人権施策・啓発の推進でございます。

新規事業はございません。主な事業を御説明申し上げます。

2番、3番の事業は、国の地方委託事業を活用した取り組みです。これは、国が、全国一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方に事業を委託するものです。

このうち2番は、当課の取り組みです。講演会の開催、マスメディアの活用及び熊本ヴォルターズとの連携による広報啓発活動に取り組んでまいります。

3番の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの人権啓発活動の経費でございます。

4番の地方改善事業費は、市町村が設置する県内19の隣保館の事業に対して、国費を用いて支援するものです。

そのほか、5番は、行政や関係団体との連携に要する費用です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 商工観光労働部の主要事業及び提出議案等につきまして御説明申し上げます。

まず、説明に先立ち、県内の景気・雇用情勢につきまして、概略を申し上げます。

6月6日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、県内の景気は緩やかに拡大しているものの、改善の動きには一服感が見られ、先行きについても、当面はこの状況が続くと予想されております。

雇用情勢につきましては、地域や職種によるミスマッチは残りつつも、所得面にも好影響が及んでいる状況です。

なお、熊本県の有効求人倍率は、熊本地震後、全国平均を上回る状況が続いておりましたが、4月は、全国平均と同じ1.63倍ございました。

雇用、所得の改善などを背景に、個人消費は堅調に推移しておりますが、一部では弱目の動きが続いております。観光についても、インバウンド需要を中心に回復しておりますが、地域によっては厳しい状況が続いております。

このような分析の中、商工観光労働部としては、中小企業の支援等については、引き続き総力を挙げて取り組むとともに、熊本の復興を牽引する事業を後押しすることで、好調な県経済の歩みに弾みをつけてまいります。

それでは、資料に沿って御説明申し上げます。

まず、組織機構につきましては、資料、令

和元年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお開きください。

当部は、商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局の3局体制のもと、本庁8課、出先機関5機関で構成し、職員数は、本庁186名、出先機関98名の合計284名となっております。

今年度の組織改正としましては、インバウンド、クルーズ業務を強化するため、国際課の中に国際観光推進室を設置しております。

次に、資料、令和元年度主要事業及び新規事業の35ページをお開きください。

令和元年度当初予算の概要でございますが、一般会計で577億6,200万円余、中小企業振興資金特別会計など4特別会計で13億4,200万円余、総額で591億450万円余となっております。

その主要事業及び新規事業の概要につきましては、後ほど資料に沿って関係課長から御説明申し上げます。

次に、今回提案しております商工観光労働部の議案でございますが、予算議案が1件、条例等議案が2件、報告関係が3件でございます。

資料は、令和元年度6月補正予算・条例等議案関係の8ページをお開きください。

予算議案につきましては、一般会計で総額3,600万円余の増額補正をお願いしております。

主なものは、国際課の在留外国人への生活全般に対する情報提供、相談対応の一元的窓口の整備、運営に要する経費でございます。

次に、条例等議案でございますが、熊本県立技術短期大学条例の一部を改正する条例と財産処分について御審議をお願いしております。

また、報告につきましては、平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書外2件について御報告いたします。

最後に、議案以外のその他報告事項とし

て、創造的復興に向けた重点10項目について外2件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課です。

資料36ページをお願いします。

1の新規学卒者の県内就職率アップ推進事業につきましては、新規学卒者の県内就職率を高め、人材の県外流出を抑制するため、県内の高校、大学生、保護者等に向けて、県内企業の魅力や熊本の暮らしやすさ等に関する情報発信等を行うものです。

本年度、新たにPR動画の作成に取り組みます。

次に、2のBCP策定等支援事業につきましては、災害等に備えるため、県内中小企業の事業継続計画、いわゆるBCP策定に向けた取り組みを支援するものです。

次に、3の地域活性化雇用創造プロジェクト事業については、安定的な正社員雇用の機会創出のために、(1)、(2)にありますように、企業において販路拡大や職場環境改善等に取り組む中核人材の育成支援や企業と求職者のマッチング支援等を行うものです。

商工政策課は以上です。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料は37ページをお願いいたします。

1の商工会・商工会議所・商工会連合会補助は、当該団体に対しまして、経営指導員などの人件費や事業費などの補助を行うものでございます。

2の事業概要の(3)補助対象にありますと

おり、今年度、新たに広域的、専門的に指導を行います特任経営指導員として8名を対象としております。

次に、1つ飛びまして、3の小規模事業者復興支援コーディネート事業をお願いいたします。

今年度の新規事業となりますが、復旧、復興がおこなわれている被災事業者や復興を牽引する事業者に対しまして、中小企業診断士等の専門家を活用して、プッシュ型の支援やモデル的な取り組みへの支援を実施するものでございます。

おめくりいただきまして38ページをお願いいたします。

4のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業でございますが、こちらも本年度の新規事業となります。

販路開拓や生産性向上等に取り組む小規模事業者に対する助成でございまして、補助率3分の2、限度額200万円としております。

なお、後ほど御説明いたしますが、今回、補正予算としても増額をお願いしております。

次に、39ページをお願いいたします。

6の事業承継加速化推進事業でございますが、中小企業等における円滑な事業承継を推進するため、事業承継診断の実施を通しての啓発、専門機関等と連携した支援体制の構築、支援機関担当者向けの研修等を行うものでございます。

2段目の7の中小企業金融総合支援事業でございますが、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資の運用を図るものでございます。

新規融資枠420億円、うち地震分150億円を用意しておりまして、新たな資金としまして、(1)の資金の種類⑩になりますけれども、資金繰りに苦慮する被災事業者の償還負担を軽減するため、資金繰り安定借換資金を創設するなどして支援することとしておりま

す。

おめくりいただきまして、40ページをお願いいたします。

8の中小企業等復旧・復興支援事業は、いわゆるグループ補助金に係るものでございます。

受付センターの設置や被災事業者の課題に応じた専門家派遣、遠隔地の工事事業者への発注に伴う掛かり増し経費の支援等を行うものでございます。

なお、最下段に、参考として3月末の交付決定状況を記載しておりますが、後ほどその他の報告事項の中で、直近の状況について御説明させていただきます。

商工振興金融課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

続けて、41ページをお願いいたします。

まず、項目1、県内雇用の促進についてです。

事業目的は、若者などの県内就職を促進することです。

具体的には、2、事業概要の(1)熊本県ブライイト企業推進事業におきまして、引き続き、ブライイト企業の認定と普及啓発により、労働環境や従業員の処遇の向上を図るとともに、県内企業の魅力発信の取り組みを行います。

また、今年度からの取り組みとして、(2)若者の県内就労促進企業支援事業として、高校生の県内就職を促進するため、インターシップ受け入れや社員寮の整備に取り組む企業に対する助成も行います。

42ページをお願いいたします。

項目2、県外(大都市圏)からの人材確保です。

事業目的は、企業の人材確保のため、人材流入を促進することです。

具体的には、2、事業概要「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業の1つ目のポツに記載しておりますが、東京、熊本に加え、今年度から大阪、福岡に相談員を配置し、就職イベントへの参加や大学への働きかけなどにより、UIJターン就職希望者の掘り起こしを行います。

また、4つ目のポツ、移住支援助成制度に対応するようマッチングサイトをリニューアルし、県内企業とのマッチングを支援します。

次に、項目3、ジョブカフェ等による地域での就労支援です。

事業目的は、地元就職を希望する若者を初め、女性、高齢者などの労働市場への参加を促進することです。

具体的には、2、事業概要の(1)熊本市内のジョブカフェくまもとと、次の43ページ(2)の地域振興局ごとのジョブカフェ・ブランチャで、求職者を対象に就職支援を実施しております。

次に、(3)熊本県しごと相談・支援センターについてです。

熊本市水道町の通称くまジョブで、熊本労働局の職業紹介業務と県の労働相談などを同じ場所で一体的に実施し、中高年齢者や女性を中心とした就労支援を実施しております。

(4)障害者への支援として、国と連携し、障害者就業・生活支援センターを県内6カ所に設置し、就業支援、職業訓練のあっせんと言生活面の支援を実施します。今年度より常勤の生活支援員を増員し、体制の強化を図っております。

(5)若年無業者、いわゆるニートなどへの支援としまして、熊本労働局が県内3カ所に設置しております地域若者サポートステーションにおいて、県は、あわせて臨床心理士による心理カウンセリングなどを実施しております。

44ページをお願いいたします。

項目4、働き方改革の推進と女性、高齢者、障がい者、外国人等の活躍促進・就職支援です。

事業目的は、多様な個人の能力の発揮による就労者の増加で、具体的には、2、事業概要の主なものとして、(2)女性が働きやすい職場環境づくりの説明会の開催や(3)高年齢者の雇用推進、(4)障がい者への就労支援のほか、(5)外国人材の活躍推進として、外国人材の受け入れに関する相談窓口の設置や講習会の実施、また、今年度新たに企業の担当者向けに日本語教え方講習会を実施するなど、外国人材が働きやすい環境の整備に取り組みます。

45ページをお願いいたします。

項目5、産業・復興人材の育成です。

事業目的は、本県産業を支える人材の安定的な確保、育成で、具体的には、2、事業概要の(1)職業能力開発施設の拠点化として、高等技術専門校と(仮称)技能振興センターの整備に向けた検討を行っています。

また、(2)高等技術専門校及び技術短期大学校において、新規学卒者を対象とする職業訓練や(3)離職者、(4)在職者などの職業訓練を実施するとともに、(5)若年技能者の育成として技能検定の実施や、次のページ、46ページをお願いいたします。(6)みらいの技能士育成として、新たに中学生、高校生の職場体験や技能体験など、入職者確保や技能向上につなげる取り組みも実施していきます。

労働雇用創生課は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。主な事業について御説明いたします。

47ページをお願いいたします。

項目欄1の事業革新支援センター事業は、くまもと産業支援財団が、新分野への進出、生産管理技術の向上、販路開拓等の事業革新への意欲を持つ企業に対して行う事業の経費

の一部を補助すること等により、ビジョンに掲げる選ばれる熊本の実現を図ります。

項目欄2の産業振興ビジョン推進事業は、平成22年12月に策定した熊本県産業振興ビジョン2011及び平成28年3月に策定した後期アクションプランに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指すべき未来像、選ばれる熊本を実現するリーディング産業群の形成の実現を目指します。

48ページをお願いしたいのですが、また、新規事業といたしまして、説明欄の2の(5)ですが、現行のビジョンの実施期間後の本県の産業の目指すべき姿とそれに向けた産業施策の方針を明確にするため、次期ビジョンの策定作業に本年度から着手いたします。

続きまして、項目欄3の地場企業立地促進費補助ですが、企業の県内における生産拠点拡大を促進するため、地場企業による工場等の新增設に助成措置を講じ、県経済の活性化及び雇用の確保を図ります。

49ページをお願いいたします。

項目欄4のリーディング企業創出事業は、成長可能性の高い県内中小企業を、県や産業支援機関、大学等が総合的かつ継続的に支援することにより、地域において高い付加価値を生み出すリーディング企業の創出を加速化し、地域経済に好影響を及ぼす中核となる企業の創出に向けた取り組みを支援いたします。

50ページをお願いいたします。

項目欄5の「熊本県IoT推進ラボ」事業は、県内企業のIoT技術を活用した新たな製品、サービスの創出や生産ラインへのIoT導入による生産性向上等を支援し、県内産業の第4次産業革命への対応を推進するものであります。

新規事業といたしましては、説明欄2(3)ひのくにIoT実装支援事業としまして、専門家を県内企業の現場に派遣し、IoT実装を支援いたします。

また、2(4)IoT導入啓発推進事業といたしまして、パンフレットを作成し、IoTをPRすることにより、県企業のIoT導入を推進いたします。

項目欄6の地域未来投資促進事業は、地域の事業者等への高い経済波及効果と新たな雇用創出が期待できる地域経済牽引事業を行う地域の中核企業の取り組みを重点的に支援するものでございます。また、本県において、社内イノベーションを活性化するエコシステムの形成を目指しますのでございます。

51ページをお願いいたします。

項目欄7の異分野技術の融合によるニッチトップ創出支援事業は、今後成長が見込まれる自然共生、農商工連携、医工連携分野等において、産業技術センターが主体となって県内中小企業等と連携し、異なる分野の技術を融合し、新たなニッチトップにつながる技術を開発してまいります。

産業支援課は以上でございます。

○坂本エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の52ページをお願いいたします。

中段2のくまもと県民発電所推進事業でございますが、県民、県内事業者等が発電事業に参画する県民発電所につきまして普及促進を図りますとともに、県民発電所の立地市町村等が発電事業者と共同で行う地域振興事業に対する助成及び民間事業者等が行う新たな県民発電所実施に向けた事業可能性調査に対する助成を行うものでございます。

次に、3のメガソーラー等対策事業は、新規事業でございます。

太陽光発電事業者が適切な維持管理を行う環境整備を図るため、研修等による太陽光発電の保守点検事業者の育成、太陽光発電事業者に対する保守点検事業者の情報提供等を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。

4の熊本県総合エネルギー計画推進事業ですが、平成24年に策定をいたしました県総合エネルギー計画につきまして、2、事業概要(2)のとおり、外部検討委員会等において検討を行いまして、次期計画の策定に取り組むこととしております。

次に、最下段6の阿蘇採石場防災対策事業は、平成28年末に終掘した阿蘇採石場につきまして、防災対策として採石場からの排水路の整備等を行うものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料、続きまして54ページをお願いいたします。

まず、項目欄1、企業誘致事業でございます。

この事業は、説明欄の2、事業概要の(1)から(3)のとおり、企業誘致及び既立地企業のフォローアップのための経費でございます。

今年度は、新規事業として、(3)熊本型人材マッチングプラットフォーム事業を実施いたします。

これは、誘致企業を初めといたしました県内企業の人材確保を図るため、国の地方創生推進交付金、これを活用しまして、熊本大学と民間事業者が整備、運営する熊本型人材マッチングプラットフォーム、これを支援するものでございます。

運営に当たりましては、県や他団体の人材確保事業と連携を図りまして、協力して県内企業の人材確保に努めることとしております。

55ページをお願いいたします。

2、企業立地促進費補助でございます。

この事業は、誘致企業が事業所等の新設または増設を行った際に、補助金を交付するも

のでございます。

昨年度の企業誘致件数は40件と、過去2番目でございます。そのうちの13件が県南地域への立地でございます。これは、平成以降最多であり、今後も県土の均衡ある発展と良質な雇用を確保するため、企業立地を推進してまいります。

次に、56ページをお開きください。

3、産業支援サービス業等集積促進事業です。

この事業は、IT関連企業やコールセンター等の産業支援サービス関連企業等の設備投資、雇用増に対して補助等を行うものでございます。

今年度は、人口減少市町村に立地する企業を対象に、補助金の投資要件緩和を行います。

57ページをお願いいたします。

項目欄下の5、市町村施設整備促進事業をごらんください。

この事業は、企業誘致の受け皿となる施設整備を、市町村が行う際に補助を行うものです。(1)オフィス系企業のための施設整備への補助と(2)新たに工業団地を整備する際の調査費等に対する補助の2つのメニューを用意しております。

次に、58ページをお開きください。

6、戦略的ポートセールス推進事業です。

この事業は、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費でございます。

今年度新たに、国際コンテナ航路開設等助成事業に取り組むこととしており、これは新規航路を開設もしくは既存航路を延伸、増便する船会社に対して補助を行うものでございます。

その下、7、国際コンテナ利用拡大助成事業をごらんください。

この事業は、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

昨年度、熊本港、八代港、ともに国際コンテナ取扱量が過去最高を更新しております。今後も、両港の利用拡大に努めてまいります。

企業立地課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の59ページをお願いいたします。

まず、項目欄の2、新規事業、くまもとで乾杯！県産酒推進事業ですが、この事業は、乾杯条例を県民等に周知しますとともに、国際スポーツ大会の機会を捉えて、国内外から訪れる多くの観光客等に対して、県産酒取扱店ウェブサイトなどを通じまして県産酒を広くPRし、消費量の拡大を図っていかうというものでございます。

次に、項目の3、これも新規事業の新たな工芸品需要開拓事業でございます。

これは、従来の技法を生かしながら、新たな発想を加えた工芸品の開発により、ふるさと納税の返礼品等への活用を通じまして、新たな需要開拓に取り組むものでございます。

60ページをお願いいたします。

次に、項目欄の5、新規事業「祭りアイランド九州」負担金でございます。

これは、ラグビーワールドカップで九州を訪れた外国人観光客を熊本に取り込むため、9月28日から29日の2日間、九州各県と経済団体が一体となりまして、熊本市において、九州、山口の祭り、全41団体が一堂に集結するイベントが開催をされます。このイベントへの負担金でございます。

61ページをお願いいたします。

項目欄6の新規事業、国際スポーツイベントに係るイベント民泊事業でございます。

これは、ラグビーワールドカップ、それと今説明をいたしました祭りアイランド九州の開催期間ですが、この期間が観光行楽シーズ

ンとも重なっております。宿泊施設が不足する事態が想定されます。これの対策としましてイベント民泊に取り組むものでございます。

次に、項目欄の7、新規事業の観光ビジネスチャレンジ支援事業でございます。

これは、観光客のさらなる周遊促進等につながる新たな観光商品やメニューの開発など、民間事業者が取り組む新しい観光ビジネスへのチャレンジを後押しする補助金でございます。

次に、最下段、項目の8、デジタルマーケティング事業でございます。

これは、スマートフォンの普及によります旅行者の情報収集手段の変化を踏まえまして、これまでのパンフレット中心からウェブを中心にしたPR展開に重心を移し、ターゲットを定めた発信と効果の検証、分析を行いますPDC Aサイクルを回しながら、プロモーションの効率を上げてさらなる誘客につなげるものでございます。

62ページをお願いいたします。

項目9の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業でございます。

これは、ことしの7月から9月にかけて開催します熊本デスティネーションキャンペーン、それから阿蘇地域の観光産業の復興に向けた取り組み等について、熊本地震復興基金を活用して取り組んでまいります。

観光物産課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○波村国際課長 国際課でございます。

64ページをお願いいたします。

項目2の熊本の強みを活かした国際交流等の推進の中で、下段にあります。説明欄の2(3)新規事業といたしまして、若者のアウトバウンド推進事業、これは、パスポートを新規取得して海外へ渡航した若者への助成や

海外への修学旅行等を企画する学校の事前視察調査への助成を実施し、グローバル人材の育成につなげてまいります。

次に、66ページをお願いいたします。

項目5の海外からの誘客の促進でございますが、2019年、2020年の国際スポーツイヤーを契機に、アジア、さらには欧米、豪州からの誘客対策を行うものでございます。

具体的には、2(1)のインバウンド誘致推進事業として、海外での旅行博への出展や現地旅行社等と連携した情報発信、個人旅行者、いわゆるFIT向けの商品造成を支援してまいります。

また、(2)国際スポーツ大会対策事業では、欧米、豪州への本県の観光情報の提供を初め、大会期間中にSNSを活用したキャンペーン等により、国際スポーツ大会を契機とした観光客誘致満足度向上に取り組めます。

最後に、項目6の外国クルーズ船の誘致促進でございますが、クルーズ船を安全、円滑に受け入れるとともに、寄港地としての魅力向上に取り組み、クルーズ船寄港の効果を県内各地に波及させるものでございます。

2(2)クルーズ船寄港による経済効果促進事業においては、外国クルーズ船の誘致活動や新たな寄港地ツアーの造成、くまモンをブックとした寄港地としての魅力向上に取り組み、出港時等のおもてなし向上を図ることで、地元への経済波及効果を高めてまいります。

以上でございます。

○高野洋介委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、寺野国際スポーツ大会推進部長。

○寺野国際スポーツ大会推進部長 国際スポーツ大会推進部の議案の説明に先立ちまして、最近の準備の状況について御説明申し上げ

げます。

まず、女子ハンドボール世界選手権大会につきましては、全出場国24チームが決定しました。これを受けまして、6月21日に東京の観世能楽堂で組み合わせ抽選会が開催され、7月7日からはチケットの一般先着販売を開始いたします。

ラグビーワールドカップにつきましては、日本大会開幕のちょうど2カ月前となります7月20日に、ワールドカップ前の最後のビッグイベントとしまして、えがお健康スタジアムでジャパンラグビートップリーグカップの試合が開催されます。

さらに、これらの国際スポーツ大会に向けましては、県内全テレビ局に御協力いただき、各局の看板アナウンサーによります共同コマーシャルの制作が実現しました。男性アナウンサーによりますラグビーワールドカップのコマーシャルは、5月から放映を開始しておりまして、女性アナウンサーによるハンドボールのコマーシャルは、7月上旬から放映予定でございます。

来年開催されます東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、6月1日に聖火リレーのルートやランナー募集の概要が公表され、7月1日からはランナー募集の申し込み受け付けを開始いたします。

2つの国際スポーツ大会の開催が間近となり、東京オリンピック・パラリンピックに向けた準備も進展してまいりました。国際スポーツ大会を大成功させ、地震から復興する本県の姿や支援に対する感謝の気持ちをしっかりと国内外に発信できるよう全力で取り組んでまいりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、組織機構につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、令和元年度組織機構図及び役付職員名簿の18ページをごらんください。

当部は、1部1課で構成し、職員数は41名

となっております。

また、平成28年4月から、県、熊本市などの共同事務局として、熊本国際スポーツ大会推進事務局を設置し、国際スポーツ大会の準備に当たっております。いよいよ本番を迎える今年度は、県警を含めた県の職員に加え、熊本市の職員も増員していただき、資料18ページの枠内に記載のとおり、82名の体制となっております。

なお、19ページは、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

次に、主要事業及び新規事業につきましては、お手数ですが、お手元の資料、令和元年度主要事業及び新規事業の67ページをお願いいたします。

令和元年度当初予算につきましては、一般会計として総額31億1,990万円となっております。

主な事業内容としましては、ことしの女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップの大会運営、来年の東京オリンピック・パラリンピックにおきます事前キャンプ地誘致や聖火リレーの準備、これらの国際スポーツ大会の開催を通じたレガシー創出の活動などでございます。

最後に、提出議案関係でございます。

大会の会場整備等に伴います明許繰り越しに係る報告が1件、事故繰越に係る報告が1件でございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

令和元年度主要事業及び新規事業説明資料67ページをごらんください。

まず、項目1の2019女子ハンドボール世界選手権大会推進事業でございます。

説明欄2の事業概要にございませとおり、今年度は、いよいよ11月末から12月中旬にかけて開催される大会を成功させるため、大会の運営、大会会場となるパークドーム熊本や県立総合体育館の整備、大会周知や機運醸成のためのプロモーション活動等を行います。

なお、日本代表おりひめJAPANにちなみ、7月7日からチケットの一般先着販売を開始し、30万人の観戦者数目標が達成できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、項目2のラグビーワールドカップ2019推進事業でございます。

こちら、説明欄2の事業概要にございませとおり、いよいよ10月6日と13日に熊本で開催される大会を成功させるため、大会の運営、大会周知や機運醸成のためのプロモーション活動等を行います。

なお、先ほどありましたように、今月末には、試合会場であるえがお健康スタジアムに大型スクリーンの設置が完了する予定です。

また、来月20日に、本スタジアムでジャパンラグビートップリーグカップの釜石シーウェイブスとコカ・コーラレッドスパークスの試合が行われます。本大会に向けた盛り上がりや弾みをつけ、6万人の観戦者数目標が達成できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、68ページをお願いいたします。

項目3のオリンピック・パラリンピックキャンプ誘致推進事業につきましては、説明欄2の事業概要にございませとおり、聖火リレーの準備、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致に向けた活動及び事前キャンプ誘致に取り組む市町村に対する支援を行います。

なお、6月1日に聖火リレーの実施市町村

やランナー募集の概要が公表され、7月1日から本県を含め全都道府県において、ランナー募集の申し込み受け付けを開始いたします。

最後に、項目4の国際スポーツ推進事業につきましては、説明欄2の事業概要にございますとおり、知事を発起人とする熊本国際スポーツ大会実行委員会等により、オール熊本での国際スポーツ大会の開催に向けた機運の醸成やレガシー創出のための活動等を行ってまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、岡田企業局長。

○岡田企業局長 企業局が所管します事業の概要につきまして、私のほうから御説明申し上げます。

まず、組織機構につきましては、お手元の資料、組織機構図及び役付職員名簿の20ページをごらんください。

本庁は、総務経営課と工務課の2課、出先は、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2機関の体制です。職員数は、本庁が37名、出先機関が22名、計59名となっております。

なお、21ページ、22ページは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

説明資料の主要事業及び新規事業の69ページにお戻りください。

現在、企業局で経営しております事業は、電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業でございます。

各事業の経営に当たりましては、平成27年度から令和元年度までの5カ年間を計画期間とする第4期経営基本計画に基づき取り組ん

でいるところであります。また、次期経営基本計画の策定作業に、昨年度から着手しております。

有識者の知見を活用するため、本年2月に、企業局としては初めてとなります外部委員会を設置しており、今年度中の策定を予定しているところでございます。

まず、電気事業でございますが、現在、市房第一・第二、緑川第一・第二の4主力発電所のリニューアル事業に取り組んでいるところです。

市房発電所につきましては、今年度中に現地工事を完了して発電を再開する予定になっております。その後、緑川発電所の現地工事に着手予定でございます。

また、平成29年度末でダム本体の撤去工事を完了した荒瀬ダム撤去事業に関しまして、継続して実施しております環境モニタリング調査の結果を今年度末までに取りまとめる予定でございます。

次に、工業用水道事業についてでございますが、老朽化した設備の更新、関係市町や市内の企業誘致部門と連携した水需要の開拓に取り組むとともに、経費節減等に効果があるとの調査結果を踏まえまして、民間の力を活用したコンセッションの導入に向けた手続きを進めてまいります。

最後に、有料駐車場事業についてでございますが、平成28年度から指定管理者制度へと移行し、安定した経営を維持しているところであります。そのため、今年度から、県政への貢献としまして、利益剰余金の一部を一般会計に繰り出すことといたしております。

事業の詳細は、この後、総務経営課長及び工務課長から御説明いたします。

また、今回は、地方公営企業法の規定に基づきます平成30年度の電気事業会計及び工業用水道事業会計の繰り越しについて御報告させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○永松総務経営課長 経営課でございます。

令和元年度主要事業及び新規事業の69ページをお願いいたします。

企業局の3事業の本年度当初予算の総括表でございます。

事業ごとに、収益的収支と資本的収支に分けて記載しております。

3事業の収益的収支及び資本的収支の支出の総額は、対前年度比90億8,300万円余増の169億4,100万円余でございます。

増額の主なものとして、電気事業の収益的収支で72億3,600万円余を計上しております。その要因は、荒瀬ダム撤去事業費に係る特別損失の53億円余でございます。

これは、荒瀬ダム撤去関係の資産を帳簿上から落とす処理であります。現金の支出は伴わないことから、経営面への影響はございません。

同じく、電気事業の資本的収支に70億5,300万円余を計上しております。主なものとして、発電所のリニューアル工事等に61億5,000万円余を計上しております。

70ページをお願いします。

経営基本計画の推進でございます。

本年度は、平成27年度から5カ年計画である第4期経営基本計画の最終年度であることから、その総括を行うこととしております。

それらを踏まえ、本年度中に次期計画である第5期経営基本計画を策定することとしております。

次に、71ページをお願いします。

電気事業でございます。

1の施設等の状況に記載のとおり、7つの水力発電所と1つの風力発電所を経営しております。

次に、2の経営状況でございます。

平成30年度から令和2年度にかけて、市房第一及び第二、緑川第一及び第二の主要4発電所のリニューアル工事を実施しております。

リニューアル工事に伴い、運転停止による収入減等により赤字が見込まれますが、当面の運営に十分な額の内部留保金を有しており、経営に問題は生じないものと考えております。

なお、リニューアル後は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFITに移行するため、大幅な増収を見込んでおります。

72ページをお願いします。

阿蘇車帰風力発電所につきましては、昨年12月に民間事業者への譲渡契約を締結し、3月末で引き渡す予定でした。しかしながら、新設を予定していた風車の高さが航空法に抵触のおそれがあることから、関係機関との協議のため、引き渡しを9月末まで延長したところでございます。

荒瀬ダムの撤去事業に関しましては、今年度、最終の環境モニタリング調査を行い、調査報告書として取りまとめることとしております。

73ページと74ページにつきましては、後ほど工務課長から説明させていただきます。

75ページのほうをお願いしたいと思っております。

工業用水道事業でございます。

1の施設等の状況に記載のとおり、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を経営しております。

次に、2の経営状況でございます。

有明工業用水道事業については、未利用水を抱えていることに加え、竜門ダム関連経費の負担が大きく、厳しい経営状況が続いております。

八代工業用水道につきましても、未利用水を抱えていることや今後施設の改修等が見込

まれることから、厳しい経営状況が続くことが想定されます。

ただし、令和4年に木質バイオマス発電所への給水が予定されており、一定の経営改善につながることを期待されます。

また、この2つの工業用水道事業については、さらなる経営改善策として、コンセッション方式による官民連携事業の導入を進めることとしております。

苓北工業用水道事業については、九州電力苓北火力発電所向けに供給を行っており、安定した経営を行っております。

次に、76ページをお願いします。

有料駐車場事業について御説明します。

平成28年度から5カ年を期間とする指定管理者に運営を委託しており、安定的な経営を行っております。

また、有料駐車場事業の利益剰余金の一部を地域振興積立金として積み立てており、県政貢献として、本年度から一般会計へ2億円を繰り出すこととしております。

総務経営課は以上でございます。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

資料は、2ページお戻りいただいて、73ページをお願いします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応として、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度、FITの活用による収益の安定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。

主要発電所は、市房第一・第二、緑川第一・第二の4カ所であります。

水車発電機などの主要な設備を、運用開始後初めて全面更新することで、発電電力量は年間480万キロワットアワーの増加を見込んでおります。

総事業費は約102億円を見込んでおり、そのうち今年度につきましては48億9,800万円

余を計上しております。

同時期に行います屋外変電設備取りかえなどの12億5,100万円余を合わせますと、今年度の予算額は61億5,000万円余となります。

74ページをお願いいたします。

全体工期でございますが、平成26年度から令和3年度までの8年間で、現地工事につきましては、市房は、平成30年度及び令和元年度、緑川は、令和元年度から3年度までを予定しております。

最後に、FIT適用による売電価格と資金収支見込みでございます。

リニューアル工事完了後の年間収入は30億円程度となる見込みであり、維持管理運営費や企業債の償還金に充当した上で、将来の設備更新などに備えるための資金や地域貢献のための費用とする予定でございます。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いいたします。

○松永労働委員会事務局長 初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

令和元年度組織機構図及び役付職員名簿23ページをお願いします。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されています。

事務局は、事務局長を含め、9名の職員で構成され、役付職員及び事務分掌は、24ページのとおりでございます。

次に、令和元年度当初予算、主要事業及び新規事業を御説明します。

令和元年度主要事業及び新規事業の77ページをお願いします。

当委員会の当初予算は、委員会費が委員報酬2,660万円余、事務局費が職員給与費6,980万円余及び運営費が530万円余で、総額が1

億180万円余となっております。

次に、主要事業を御説明します。

資料の78ページをお願いします。

当委員会は、労働組合法に基づき設置された行政委員会でございます。

業務は、主なものとして3つございます。

まず、1の不当労働行為事件の審査でございますが、これは、使用者が労働組合活動を阻害するなどの行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの救済申し立てを受けて審査を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解等により解決を図るものです。

次に、2の労働争議の調整です。

これは、いわゆる集団的労使紛争の調整業務で、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当事者からの申請に基づき、あっせんなどを行い、解決を図るものです。

最後の3の個別労働関係紛争のあっせんでございます。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ等を述べてからお願いいたします。また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○松田三郎委員 球磨郡の松田でございますけれども、私は、多分3年連続この委員、4年か3年か続けての委員ということでござい

ますが、まずは新たな気持ちに立ち返りまして、委員長、副委員長の御指導のもと、1期生のつもりで頑張ろうと思っております。御指導よろしくお願ひいたします。

商工観光労働部長の総括説明の中で、中ぐらいですか、雇用情勢に地域や職種によるミスマッチは残りつつ云々と。報道等でも、ここ数年というか、数カ月ですか、いわゆる人手不足と言われていると。一部都市部では、もう逆に希望が集中して——企業によってはですね。なかなか希望どおり仕事を得られないという、若干例外的にあるような話も聞きましたが、例えば、普通に考えると、この有効求人倍率も、一時期ほど高くないとはいえ、全国平均と同じ1.63倍ということは、簡単に言うと、働きたいという人よりも圧倒的に募集している企業なり事業所が多いということだろうと思っておりますが、一方で、今の総括説明にありますように、ミスマッチ——ミスマッチ自体が全くなくなるということはないのかもしれませんが、ミスマッチ云々ということは、その中にある職を希望する方々がかかり偏ってというか、こっちはたくさん来てほしいけれども、余り、まあ人気がないとは言いませんが、応募が少ないというところがあって、全体、数的にはそこそこ落ち着く方向であるかもしれないけれども、ミスマッチということは、簡単に言うと、今言いましたように、希望するところに集中して、こっちは来てほしいところにほとんど来ないというのが、最初言いましたように、両方あるのかなと思っておりますけれども、熊本県の状況とすると、さっき言いましたように、絶対数が足りないのか、あるいはどこか偏在のようなのがあって、特定の業種、企業には、たくさん欲しがっているけれども、ほとんどそっちのほうには希望がない、代表的な職種なり業態なりというのが、ちょっとざっくりした質問で恐縮ですが、わかりやすく説明していただければ。もちろん、課長でも結構で

す。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

まず、絶対数と職種とか仕事の内容よってのミスマッチがあるのではないかという御質問だったと思うんですけども、絶対数について、ちょっと数字的なことを申し上げますと、ハローワークを通じた求人数と求職者数ということになりますので、全てのものを反映したものではありませんけれども、一つの目安になるのかと思ひまして、ちょっと御紹介しますと、直近での有効求人数、人を募集するほうの数なんですけれども、大体約4万2,000人が求人数ということになっております。これは、平成29年度、平成30年度の平均でも大体約4万2,000人が求人数ということになっております。それに比べますと、求職者数、職を求めている方の数なんですけれども、直近の数字で申し上げますと、約2万7,000人ということになっております。平成29年度、平成30年度の平均でも2万5,000人ということになっておりますので、ここ3年間の状況で申し上げますと、求人数のほうは1万5,000人から1万7,000人多いということになっておりますので、絶対数として不足している状況は今も続いているというふうに考えております。

ちなみに、平成27年度、地震の前の年ですけども、求人数は、8,000人少ない3万4,000人、求職者数は、約3,000人多い3万人ということになっておまして、不足数と言うと、4,000人の不足ということですので、地震前に比べると、やっぱり絶対数として不足しているというのは変わっていないのではないかと考えているところです。

それから、ミスマッチがあるのでないかというところなんですけれども、確かに業種ごとによって人手不足が厳しい業種というものももちろんございます。例えば、建設であつたり介護であつたりといったところが、いわゆる外国人材受け入れの14分野に指定されているような分野は、やっぱり特に人手不足が激しいということになると思うんですけども、ことし4月の職業別、仕事の内容別の求人・求職者数の状況で言いますと、例えば一般事務員で言うと、求職者数、職を求めている方の数字が6,600人と。それに比べて、求人数、企業が募集しているほうは2,100人ということですので、一般事務について言いますと、約3倍の人が職を求めているという状況で、こちら辺でやっぱり仕事の内容によってミスマッチは生じているのではないかなと思ひているところです。

一般事務の方でも、例えば専門職あたりは、会社に入った後で職業訓練を行うなどで対応できる場合とかもあると思ひますので、仕事の内容とか、その業種の内容をよく知っていただくことも必要かなというふうに思ひているところです。

県としては、ブライト企業みたいな認定制度で、まず会社の内容について目を向けてもらうような取り組みも必要かなと思ひて取り組んでいるところです。

○松田三郎委員 数字まで出て、わかりました。

誰しも、例えば、小さいころから、この職、この会社に行きたいという方は別とすれば、できるだけ楽で、あんまりきつくなくて、そしてそこそこ給料が高いというところを希望されるというのは、全国的な、昔からの傾向でしょうし、かといって企業も、いろいろ企業努力をして、今の働き方改革じゃありませんけれども、労働環境をよくして、できるだけ給料を上げたいとは思ひつつ、なかなか業種によってはそれがかなわないところもあつて、ほかの、地震等の影響もあつてでしょうけれども、そういう状況になっているということでございますので、課長おっしゃ

ったように、できるだけ偏見を持たず、正確にそういう業種なり仕事内容を理解していただくとか——を初め、いろいろ県でもやっていただいておりますので、引き続きこの令和元年度も事業を進めていただきたいと思います。

もういっちょいいですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○松田三郎委員 これは全然別で、先ほどの説明と一部重複するかもしれませんが、環境と商工で、ちょっと前年度予算との比較で増減が大きいところの特徴だけ教えていただきたいと思います。資料は、1ページと35ページですか、今から言う課だけですね。もう特徴的なことだけで結構でございますが、環境の循環社会推進課、商工の、大体想像もつきますが、商工振興金融課と観光物産課ですか、その3課だけ。これをやるからふえるんだ、減るんだというのをちょっと教えていただけたら。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

先ほど、資料の25ページのところで御説明いたしましたけれども、本年度は、各市町村のほうで災害廃棄物の処理に要しました費用に対する補助を行うということで、単年度限りの事業になりますけれども、これが20億を超える額になっておりますので、この関係で予算が膨らんだ形となっております。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

当課におきましても、減額の数字になりますけれども、私ども、制度融資のほうで、融資枠を今年の570から250に減らしています。あと、残高分の預託がございまして、その分が返還が進んでおりますので、減少いたしま

すので、それで合わせての、通常より大きい数字になっておりますけれども、大きな減額というふうになっております。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

観光物産課は、約8億9,000万円余の増額でございますが、内容としましては、ほとんどがグランメッセ熊本の災害復旧工事でございます。昨年度、1年間かけて設計を実施いたしました。今回は、その設計に基づきまして工事に着手するということでの増額になっております。内容は、外壁ですとか電気設備工事、空調工事でございます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○磯田毅委員 24ページの廃棄物の適正処理の推進についてですけれども、熊本は園芸が盛んで、間もなく廃プラがたくさん出てくる時期になりますけれども、この問題については、中国が廃プラを輸入禁止ということで、国内でどう処理するかという問題が出ておりますが、そのことについてと、熊本県の量ですね。それと、これからどうなるかということと、もう一つは、18ページの自然環境の保全の中で、棚田ですね。

私の坂本町には、日光という棚田百選に選ばれたところがありますけれども、昨年、そこを見に行ったときに非常に驚いたのは、100数十枚だったかな、ある中で、実際作付されているのが数枚ということで、この棚田の、まあ中山間地の代表的なものだと思いますけれども、こういった棚田の保全についてはどうされていくのか、この2点について質問します。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

まず、廃プラスチックの国内滞留の増加という点に関しましてでございますけれども、委員おっしゃったように、一昨年の中国における輸入の制限から始まりまして、つい先般、バーゼル条約の締結によりまして、将来的に、汚れた廃プラスチックの輸出入に関して、国同士の合意が必要になるということ、輸出ができなくなるというようなことになってくるかという状況です。

もう中国のその禁輸措置から大分時間たっておりますけれども、県内の状況に関しましては、廃棄物処理業者等に聞き取りを行っておりますけれども、今のところ大きな影響が出ているという状況ではございません。ただ、全国的には、新聞報道等でも一部出ているかと思っておりますけれども、やはり処理先をなくして山積みされている状況がふえているとか、そういった話もございます。

そういった状況でございまして、今度、G20のサミットでも、海洋ごみを含むプラスチックの問題等について議論されるやにお聞きしておりますけれども、県といたしましては、当面やれることからやろうということで、先ほど23ページのところで御説明いたしましたけれども、まずリサイクル製品の認証制度に関しまして、昨年度立ち上げましたところに、ことしからプラスチックのリサイクル製品についてもリサイクル認証を行うということで品目に追加いたしましたのと、それと24ページのポツの4番目で説明いたしましたけれども、従来、リサイクルの推進に関する試験研究に対して補助を行ってまいりましたが、今年度からはダイレクトに、例えば、廃プラスチックのリサイクル施設をつくりたいというような施設整備に対しても補助を行うというようなことに取り組む予定としております。

○山下自然保護課長 棚田の保全ということでしたが、18ページの説明欄4のS

A TOYAMAイニシアティブ国際会議のところに棚田とか草原の保全ということで書いてございます。

自然保護課では、野生生物、野生動植物の保護、管理をやっておりまして、直接棚田の保全にはかかわっておりません。ただし、このSATOYAMAイニシアティブ国際会議では、こういうものが議題になりますので、会議に当たりましては、農林水産部等々関係機関と連携して取り組むことにしております。

○磯田毅委員 県下の棚田がどういふ——あれは、棚田百選というのは、たしか何カ所か選ばれていたかと思っておりますけれども、そういう県内の状況はどうですか。選ばれている棚田というのはどれぐらいありますか。

○山下自然保護課長 棚田百選は、多分農林水産部の所管であったと思います。私ども、申しわけございませんが、把握しておりません。

○濱田大造委員 26ページで、安全安心まちづくりの推進なんですけど、これは非常に重要だと思っておりますが、警察行政ともダブるんですが、いろんな事件が起きて、防犯カメラでずっと警察が追って行って、結構成果が出ているというのが報道されていると思うんですが、そういう防犯カメラ、特に小学生とか中学生の通学路の防犯カメラがどうなっているかとかいうのは、熊本県はどのくらい把握しているのか教えてください。

○高野洋介委員長 小学校の防犯ですか。

○濱田大造委員 小学校、中学校とか、まあ通学路ですね。

○高野洋介委員長 わかりますか。

○濱田大造委員 わかんないかな。どのくらい把握しているか、教えてください。

○村上くらしの安全推進課長 防犯カメラの数にあっては、公的なものもありますし、個人的に設置してあるところもありますので、正確な数というか、その把握はうちとしてもできてはおりません。

○濱田大造委員 ぜひ、今防犯カメラを組み込んだ安全安心まちづくりという観点が非常に重要になってくると思いますので、そういう指導というか、よろしくお願いします。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○池田和貴委員 66ページ、海外からの誘客促進ということで、長年いろんなところに取り組んでこられました。国際スポーツ大会も、それに当たるんだというふうに思うんですね。

これは、課としてはやられていると思うんですが、ただ、やっぱり今まで知事も、4カ年戦略の非常に大きな4つのうちの1つに掲げておられて、そういった意味では、この海外からの誘客促進の中で国際スポーツ大会というのは、今までこちらから外国に営業していくには、もう日程調整したり大変で、トップが行くことはできないんですね。ただ、この国際スポーツ大会は、いわゆる海外の要人がわざわざ熊本まで来てくれる、日本に来てくれる、非常にチャンスでもあると思うんですね。

ですから、例えば、こういう、まあいろんな課のほうで事業もされていますけれども、いわゆるトップも含めて、やっぱりトップが、せつかくのこの機会を捉えて、時間を確保して営業するというようなこともやる必要があるのかなというふうに思っているんです

けれども、その辺は、いわゆる国際スポーツ大会推進部も含めて、トップの、いわゆるわざわざ日本に来られる、自分たちが今後つながりが欲しいなと思っている他国、外国、そういったところでどういうふうに対応しているのか、ちょっとお考えをお聞きしたいんですけども。

○波村国際課長 知事によるトップセールスは、我々も非常に重要なものだというふうに考えておまして、来週、タイのほうに行かれます。タイも、うちの観光客、非常に多い国でございまして、そちらでもいろいろまたPRをしていただきたいと。中国に行かれた際にも、必ず観光PRは入れて、関係各社を訪問していただくように我々も知事をお願いしているところであり、調整をしているところでございます。

これからも、ますますそういった取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 知事も、そうやって海外にも行かれているんでしょう。ただ、たくさんわざわざ日本に来られるので、やっぱり知事は、今までの他の予定もあるでしょうけれども、せつかくのこの半年間は、世界各国のトップ級の人たちが熊本に来てくださる可能性があるわけですから、そういったところに時間を確保して、2役も含めて、通常とは違うような考え方で取り組んでいったほうが熊本にとって、熊本の将来のためになるんじゃないかと思うんですね。レガシー構築の一つだと思うんですが、そういったことをぜひお願いしたいと思いますし、また、ある意味、議会でも、知事とか2役の時間とか、いわゆるそういった人たちの時間を拘束をしてしまう場合があるわけですね。本会議があれば、絶対出ていただかないといけないし。もしあれば、そういったのはやっぱり協力をしなければ

ばいけないのかなと、私個人的には思っているんですけども、ぜひ、せっかくの機会ですから、それを生かす戦略的なことを考えながらやっていただきたいというふうに要望しておきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 50ページをお願いしたいんですが、6番でして、地域未来投資促進事業で、この事業目的で、本県において、社内イノベーションを活性化するエコシステムの形成を目指すというんですけども、ちょっと具体的にイメージできないんですけども、どういうことなのか教えてください。

それと、57ページで、企業立地に関してなんですが、今県内の工業団地、大体もう売れてしまって、県内で新たな工業団地をどこかで計画しているとかそういうのがあるのか、また、足りていたらつくる必要はないんですけども、県として、大きいのを新たにどこかと組んでやろうとしているのか、その辺話があるのか、教えてください。

○大下産業支援課長 地域未来投資促進事業の部分ですけれども、ちょっとわかりやすく御説明をさせていただきます。

地域未来投資促進法につきましては、平成29年7月に施行されまして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出して、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことによって、地域経済を牽引する事業を促進することが狙いとなっております。

本県でも、いち早く県と市町村共同で基本計画を策定しまして、本日現在で93件の地域経済牽引事業を承認しておりまして、地域経済牽引事業の実施によります付加価値総額は、393億円に及ぶことが想定されております。

承認されました事業につきましては、設備

投資に対する減税措置ですとか、地方創生交付金等による支援を受けることができます。

特に、設備投資に対する課税の特例については、関係者の方々の御尽力によりまして特例が設けられておりまして、本来の要件である高い先進性が不要となっております、県内事業者にとって、課税の特例が非常に受けやすい制度となっております。

また、県が承認しました地域経済牽引事業のうち、特に先駆性や経済波及効果が高い設備投資等の取り組みについては、地方創生交付金を活用した補助を実施しております。平成29年度と30年度の2年間で、合計23件の交付を行っております。

今後とも、この制度を最大限活用しまして、誘致企業や地場企業の新たな投資を促進することでさらなる産業振興に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

今濱田委員のほうから、工業団地についてお尋ねいただきました。

現在、県営の工業団地の残区画数につきましては、8区画で25.7ヘクタールでございます。一番大きいものは、菊池市の菊池テクノパークで、15.5ヘクタールというような形になっております。その他、人吉市の中核工業団地でありますとか、市町村が持っている工業団地もあるところでございます。

これからの工業団地の造成といいますか、開発の見込みという御質問をいただきました。

今現在、市町村のほうで開発を進めていて、公表されているものが2つございまして、1つが合志市の合志栄第2工業団地、これは栄工業団地の北側でございまして、もう分譲が始まっております。もう一つが菊陽町の第2原水工業団地でございまして、これは現在のセミコンテクノパークの南側でござい

まして、約20ヘクタールの規模で、今年度から用地買収に入っているところがございます。

今現在、県といたしましては、そうした残区画及び今後開発する市町村の工業団地等もあることから、これらをまずは完売をしていくと、それを念頭に進めているところがございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

私も、やっぱり工業団地はすごい重要だと思っていまして、非常にわかりやすい、まあ、ここすごいなって、どういふのができるだろうというのを見たいなという気持ちが強くてですね。ぜひ頑張ってください。

あと、地域未来投資なんですけど、具体的なのはどんなのか、もうちょっと教えていただきたいんですが。

○大下産業支援課長 済みません、社内イノベーションを活性化するエコシステムについてなんですけれども、これはまさに社内イノベーターを育成するということが重要だという考え方に基づいておりまして、50ページの下の(3)番のところに書いておりますけれども、社内イノベーターの人材育成、イノベーション創出プログラムの運営委託を行うということでございまして、まさに熊本イノベーションスクールですとか、あとそういった事業を行うことによって、まさに未来の事業を引っ張っていく経営者を育成していく、こういった事業をしっかりと行っていくことによって、さらなる新事業を展開する際の原動力となる社員の育成に取り組んで、地域経済牽引企業を継続的に生み出す企業の創出を目指す、そういった事業に取り組んでいく、このような事業を行っているというところがございます。

○高野洋介委員長 恐らく濱田委員は、実績を多分聞かれていると思うんですね。

○濱田大造委員 まあ、イメージでいいんだけど。エコに関係するイノベーションということなのかというのをお聞きしたいんですけども。余り関係ないのかな。イノベーションだけなのか。

○大下産業支援課長 エコシステムというのは、環境ということではなくて、地域で回していくということでございまして、なので、いわゆる環境ではございません。

○濱田大造委員 了解しました。ありがとうございます。

○本田雄三委員 ちょっと教えていただければと思います。

26ページで、説明の1の交通安全推進連盟の補助というところで、これは、今社会的な問題になっています高齢者の交通事故防止等に要する経費というふうにありますけれども、これは、下のポツでは、高齢者世帯訪問による交通安全の啓発というのがありますけれども、もう少し具体的なこの補助の内容というんですか、がわかればと思ひまして、教えていただければと思います。

○村上くらしの安全推進課長 交通安全推進連盟の高齢者対策にありましては、高齢者への戸別訪問を熊本県交通安全母の会が約3,000世帯分、年間やっておられるというようところで、補助を出したりしております。

それから、小中学生対象に、高齢者に対する交通安全の絵はがき作戦というようなことで、小学生に、高齢者のおじいちゃん、おばあちゃん、また、近隣のおじいちゃん、おばあちゃん宛てに、高齢者に向けて交通事故防

止の啓発になるような手紙を送ってもらおうというふうな施策を実施しております。

○本田雄三委員 内容はわかりました。

あとは、これが、それだけでいいのか、もっと深掘りが要るのかということも含めて、今後検討が必要なのかなと思ったところでした。ありがとうございます。

○南部隼平委員 済みません、42ページになりますけれども、私もちょっと勉強不足なところもありますので。

県外からの人材確保というところで、非常に今、関係人口であつたりとか、非常に注目高いところでもあると思います。そんな中で、このU I Jターンというところで、今の実績と今後どういう——今ふえてきているのか、まだまだ各県の競争が激しくて難しいのか、そういったことも含めて教えていただければと思います。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

U I Jターンの実績ということのお尋ねだつたと思いますけれども、昨年度までは、東京と熊本市内にU I Jセンターを設置しておりました。4月以降、福岡と大阪も加えたというところなんですけれども、こちらセンターで、U I Jターンの就職希望者の登録とか、U I Jターンで人材を確保したい企業の登録をやっております。

今現在のU I Jターンの就職希望者数は、621名の方に登録をさせていただいております。企業としては、366社の県内企業に登録をさせていただいておりますけれども、相談自体はそれぞれ窓口とかで、相談件数自体は700件とか、実績の累計では1,600件の相談があつておりますけれども、就職決定者数ということについて申し上げますと、これまでの累計で155名の方のセンターを通じたU I J

ターン就職に結びついているという状況でございます。

○南部隼平委員 わかりました。

その数としては、登録していただいて、そういう形で、今からもそういった部門は注目されてくると思いますので、ぜひまた広げて、そういった数字的なところも追っていきながら、また検討していただければと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 61ページなのですが、6番の民泊についてですね。

イベント民泊ということなのですが、宿泊施設が不足する事態が想定されるためということなのですが、現に本当ホテルが足りないという話をよく聞くんですが、どのくらいこの期間足りないと予想しているのかと、あとイベント民泊で何泊、どのくらいの数なのかと、あと企業立地にも関係してくると思うんですが、熊本ですごい一流ホテル、世界的な一流ホテルを誘致したいという声が経済界にも根強いんですが、その状況というのは今どうなっているのか、で、将来的にどのくらいの部屋数をつくるべきなのか、その辺教えてください。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

61ページの6番、イベント民泊についてのお尋ねでございますが、まずイベント民泊で宿泊施設の不足の人数分の部屋でございますが、今のところ、通常ベース、例年で——大体、熊本市近郊の宿泊施設を母数にしまして、それに平均の稼働率を勘案しますと、8,000人分ぐらいの部屋が不足をしております。それに、1万2,000人ぐらい、ラグビー

ワールドカップでの観戦に訪れた宿泊を要する方が見込まれますので、その8,000人から1万2,000人を差し引きまして、マイナスの約4,000人分ぐらいの部屋が、マックスで言うとそれぐらい足りないのかなというふうに思っております。

それに対しまして、今イベント民泊をやる予定にしている日数でございますが、大きく分けて3つございまして、まずは祭りアイランド九州、これが9月の28、29の2日間行われます。その前日に当たる27日と当日の28日、29日、このまず3日間行います。それから、次がラグビーワールドカップのフランス対トンガ戦、10月6日でございます。その前日と当日の夜、これが2日。それと、最後にウェールズ対ウルグアイ戦が行われます10月13日、その前日と当日、合わせまして計7日間開催する予定にしております。

それから、引き続き、ホテル誘致の件でございます。

ホテル誘致につきましては、熊本地震後、全国の有識者の方々に、観光に関する復興会議というのを開催をしております。その中でも、熊本には、超VIPな方をもてなすホテルというのが足りないというのが従来から言われておまして、その超VIPをもてなすホテルというのは、創造的復興にも大きく寄与するものだという認識が示されまして、それに基づいて、観光物産課のほうで、今ホテル誘致に動いているところでございます。

現在の状況を申し上げますと、まずは——そもそも熊本に超一流ホテル、誰もが知っている世界中でチェーン展開するようなホテルというのはございませんので、まずはそのホテルの運営会社、それから運営会社が必要とする土地の情報ですとか、どういうロケーションを好まれるか、そういったものの情報収集に、いろんな企業さんに出向いているところでございます。

現在のところは、まだまだ、例えば、世界

の阿蘇といっても、戦う相手がバリ島の物すごく絶景が見える場所ですとか、あるいはパリとかロンドンとかの世界的な都市の一流の居住区にあるホテル、そういうところが競争相手になりますので、そういう全世界的な競争相手に対して何が優位か、何が売りかというところを今分析をして、次の一手を考えているというような状況でございます。

○濱田大造委員 イベント民泊は、そうしたら4,000人分用意すると考えてよろしいんですか。

○上田観光物産課長 はい、用意はしたいと思っておりますが、やはり現実的には極めて難しい数字だと思っております。といいますのが、過去、市レベルで、例えば徳島市の阿波踊りあるいは弘前市のねぶた祭りで、市単位で行われているんですが、いずれも数百人泊という住宅の提供に終わっております。

ただ、今回、我々、なるべく多く募集期間をとりたいということで、もう6月の最初にイベント民泊を開催するアナウンスは開始をいたしております。今月末に、3日間かけて5会場で、いわゆる住宅を提供してもいいというホスト候補の方に対して説明会をすることにしております。

ただ、いずれにしても、熊本県レベルで初めて全国的にやるものですから、我々も手探り、未知数の中でやっているという状況です。

○濱田大造委員 了解しました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで、昼食のため、しばらく休憩いたし

ます。

再開は、午後1時からといたします。

午後0時7分休憩

午後0時59分開議

○高野洋介委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議案等について、環境生活部、商工観光労働部、国際スポーツ大会推進部、企業局の順に執行部の説明を求めます。

それでは、関係課長から、資料に従い説明をお願いいたします。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

6月補正予算資料の2ページをおあけください。

環境整備費でございますが、3,600万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

水道施設整備事業につきまして、水道事業交付金の国の内示額が増額されたことに伴い、増額をお願いするものでございます。

この水道事業交付金につきましては、当初予算要求時に、市町村の要望を積み上げて国庫補助金と交付金とに分けて要望しておりましたが、国の予算の関係上、国庫補助金が満額交付できなかったため、その分を代替措置として交付金に振りかえられ、交付金の内示額が増額されたものであります。

この事業は、市町村が実施する水道施設の耐震化等に対して補助するもので、市町村の要望額総額の確保をお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○山下自然保護課長 自然保護課でございま

す。

説明資料の3ページをお願いします。

まず、繰越明許費の繰越計算書ですが、上段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費は、九州自然歩道の案内板の改修で、216万円余を繰り越しています。

最右欄、繰り越しの理由ですが、案内板の多言語化を図るもので、記載内容の調整に不測の日数を要したため、繰り越しとなったものです。

下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、古坊中駐車場の改修や九州自然歩道の転落防止柵の整備等を行うもので、3億2,400万円余を繰り越しております。

こちらは、国の補正予算に関する事業等で、国の交付決定が年度末になったため、年度内に十分な工期が確保できなかったことによるものです。

いずれの事業も、年度内完了を予定しております。

次の4ページをお願いします。

事故繰越についてです。

上段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費は、天草ビジターセンターの展示施設及び屋外トイレポンプ室の改修で、1億400万円余の繰り越しとなっております。

また、下段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費は、仙酔峡園地のトイレや草千里駐車場の復旧及び九州自然歩道の落石対策で、3,980万円余の繰り越しとなっております。

いずれも、人員の確保が困難となったこと等により、工事施工に不測の日数を要したことによるものですが、上段は8月、下段は7月の完了を見込んでおります。

自然保護課の説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でござい

引き続き、資料5ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費繰越計算書でございます。

バイオマス利活用推進事業で9,000万円を計上しております。

これは、竹の総合利活用による循環型ビジネスの構築を目指す民間事業者に対し、地方創生交付金制度を活用して補助を行うものですが、製造機械のふぐあいの解消等に時間を要し、事業進捗がおくれていることから、本年度に予算を繰り越すものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

第11号議案、熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容については、7ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、本条例の関連法となる農薬取締法の一部改正に伴い、関係規定の整理が必要となったため、条例改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、条例第2条、用法の定義及び第17条、供給の禁止において、農薬取締法の条項を用いて規定しておりましたが、同法が改正され、条項にずれが生じたことから、関係規定の整理を行うものでございます。

なお、条例の内容に係る改正はございません。

条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。くらしの安全推進課は以上でございます。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

補正予算になりますが、まず、商業総務費としまして、補正額1,019万円余の増額をお願いしております。

これは、右の説明欄でございますが、グループ補助金で整備した施設につきまして、売却等の財産処分による補助金の返納に伴います国費相当分の返納でございます。

次に、下段の中小企業振興費でございますが、300万円の増額をお願いしております。

これは、先ほど新規事業として説明いたしました、販路開拓や生産性向上等の取り組みを行います小規模事業者に対する助成事業、くまもと型小規模事業者経営発展支援事業につきまして、国の内示を踏まえまして支援を加速するため、増額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

平成30年度の繰越明許費繰越計算書でございます。

2件とも、熊本地震に係る商工災害復旧費に係るものでございまして、上段の商工会等施設災害復旧費は、水道町の熊本県商工会館の災害復旧に係る3億6,800万円余につきまして、資材不足等により復旧工事に不測の日数を要したため、全額繰り越すものでございます。

なお、2月の建物完成を予定しております。

下段の中小企業等グループ施設復旧整備補助事業費は、いわゆるグループ補助金になりますけれども、さきの平成30年度の2月補正予算で計上しました179億6,700万円余につきまして、交通インフラ整備の影響など、本人の事情によらない事由によって工事施工に不測の日数を要したため、全額繰り越すものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

平成30年度の事故繰越し繰越し計算書でございます。

こちら、熊本地震に係るグループ補助金に係る事業費でございます。平成29年度の補正予算で計上し、平成30年度に明許繰り越ししたものうち、61億4,600万円余、135件分になりますけれども、被災企業におきまして、施工業者確保等が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、事故繰越しをするものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

概要は、14ページをお願いいたします。

技術短期大学校では、技術の進展や企業ニーズに対応した人材の育成及び学生の確保を図るため、入試制度や教育内容等の改革に取り組んでいます。

各学科について、教育内容やカリキュラムの見直しを実施した結果、電子システム技術科において、ハード面が中心の電子分野にも、ソフトウェアや通信の情報技術を活用できる人材の重要性が高まっていることから、ハード面の電子分野の比重が大きかった教育内容をソフト面の情報分野と半々になるようにカリキュラムの変更を行いました。

今回の改正は、カリキュラムの内容を変更したこと及び国の省令でこの内容であれば電子情報技術科という学科名が用いられている実情を踏まえ、電子システム技術科を電子情報技術科へ学科名の変更をするものです。

この学科名及びカリキュラムの変更により、企業がこれから求める人材の育成が可能となると考えております。また、県内の高等

学校及び企業等に対して、時代の変化に対応した人材育成を行っていることのアピールとなり、受験生の増加、ひいては優秀な人材の確保につながると考えております。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

引き続き、15ページのほうをお願いいたします。

第16号、財産の処分についてでございます。

今回、財産処分を御審議いただくのは、熊本市中央区花畑町にございます熊本テクノプラザの土地、建物になります。

熊本テクノプラザにつきましては、三井住友信託銀行株式会社との県有地信託契約が平成30年10月30日をもって終了し、県に土地及び建物所有権が移転いたしました。その後、平成31年3月14日に一般競争入札を実施いたしまして、福岡市の株式会社ウエルホールディングスが15億1,500万円で落札、現在、仮契約を締結しております。議決いただいた後、速やかに本契約に移行し、処分することとしております。

なお、株式会社ウエルホールディングスにつきましては、引き続き、賃貸用のビルとして利用される予定でございます。

次に、16ページをお開きください。

報告第9号、県有地信託の事務処理状況の説明でございます。

こちらは、別冊の県有地信託の事務処理状況を説明する書類で御説明したいと思っております。

別冊の表紙をお開き、1ページをごらんください。

信託財産は、先ほど財産処分で説明いたしました熊本テクノプラザになります。

1、県有地信託の概要に記載している信託

財産を平成30年10月30日まで三井住友信託銀行が受託していたもので、今回、信託契約終了に伴い、報告するものでございます。

ビルは、5階から7階が信託財産で、1階から4階までは県が区分所有しております。

事業実績につきましては、2、第33期事業実績報告書をごらんください。

(2)の第33期損益計算書の右側収入欄に記載のとおり、賃貸収入とその他の合計で2,952万6,000円余の収入に対しまして、左側支出の欄では、租税公課以下、計1,052万1,000円余と、信託利益金1,900万4,000円余の支出となっております。

信託利益金の処分につきましては、次の2ページをお開きください。

(3)第33期信託利益金処分計算書をごらんください。

信託利益金1,900万4,000円余は、資本として元本に組み入れ、後ほど説明する最終決算における清算金の一部として県が受領しております。

続いて、下のほう3、最終決算書をごらんください。

信託契約の終了に伴い、信託財産の債務の清算及び受領を行っております。

借入金等は該当なしのため、不動産である土地、建物及び銀行預け金である現金7,847万4,000円余は、いずれも県が受領し、清算しております。

それでは、お手数でございますが、条例等議案関係の説明資料に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

17ページの図で、熊本テクノプラザ概要として、信託契約期間の32年間の収支をまとめております。

まず、1、信託配当金清算金として約1.9億円を受領いたしております。

次に、2、県所有分賃料益として約2.5億円、そして、3、売却益が約10.4億円となっ

ており、最終損益は、右下のほうでございますが、約14.8億円の黒字となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○波村国際課長 国際課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

6月補正予算、諸費につきまして、2,338万円余の増額をお願いしております。

これは、外国人労働者のさらなる増加が見込まれる中で、国の交付金を活用し、現在の国際相談コーナーの機能を強化し、外国人の相談に対応するワンストップセンターを設置するものでございます。

外国人からの生活全般に対する相談に対応するとともに、市町村への意識啓発や関係機関との連携を深め、多文化共生の地域づくりを推進するものでございます。

国際課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

明許繰り越し及び事故繰越に係る繰越計算書の報告でございます。

まず、18ページでございます。

ラグビーワールドカップ2019推進事業費につきまして、1億3,906万円余の明許繰り越しを行ったものでございます。

これは、試合会場となるえがお健康スタジアムの改修費等について、工事の発注に当たりまして、ラグビーワールドカップ2019組織委員会等との協議に不測の日数を要したことにより、年度内に事業が完了しなかったため、明許繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、資料の19ページをごらんください。

ラグビーワールドカップ2019推進事業費に

つきまして、1億5,621万円余の事故繰越を行ったものでございます。

これは、えがお健康スタジアムへの大型スクリーン新設費について、建設資材である高力ボルトの全国的な需要増加により資材確保が困難となり、年度内に事業が完了しなかったため、事故繰越を行ったものでございます。今月末には設置が完了する予定となっております。

国際スポーツ大会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

20ページをお願いします。

地方公営企業法第26条の規定に基づき、平成30年度予算の繰り越しの報告をさせていただきます。

なお、地方公営企業法には、建設改良の繰り越しとそれ以外の事故繰越の2つが規定されております。

まず、電気事業会計の建設改良費の繰り越しに係る報告でございます。

20ページから21ページの下から5つ目の集中監視制御システム更新工事の11件は、発電所のリニューアル工事に関するものであります。残り4件は、荒瀬ダム撤去に関連する工事となります。

繰り越しの理由につきましては、発電機メーカーや電気事業者などの関係機関または関連工事との調整、協議に不測の日数を要したことによるものであります。

次に、22ページをお願いします。

電気事業会計の事故繰越に係る報告でございます。

1件目は、発電所リニューアル工事に伴って生じる設備の除却費を工事に合わせて繰り越したものでございます。

2件目は、荒瀬ダム撤去工事記録誌の作成

に当たり、平成30年度へ建設改良として繰り越しましたが、記録の最終確認及び製本作業に不測の日数を要したことから、再度繰り越したものでございます。

なお、工事記録誌は4月中に納品され、事業は完了しております。

次に、23ページをお願いします。

工業用水道事業会計の建設改良費の繰り越しに係る報告でございます。

4件とも、昨年度、国の2次補正予算に伴う補助事業として予算化したものですが、工期確保の関係で繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について、各当局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ等を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 ちょっと御説明の中でまたがりますので、事故繰越が、ページで言うと4ページ、11ページ、19ページ、22ページ。中身についてというよりも、制度なり運用についてちょっとお尋ねしますので、課長でも部長でも局長でも結構でございますが。

かつては、非常に事故繰越というのは、認められるとしても、非常に厳しくて、例外中の例外だった。これは、法律上あるべき姿なんだろうとは思いますが。ただ、3年数カ月前、地震を経験した後、県もそうでございますが、私ども県議会も、余り事故繰越は、それぞれ特殊な、特別な事情を抱えてのことなので、できるだけ時間をかけずに認めてもらいたいという要望をし続けてきました。

それで、主に我々念頭にあったのは、土木部の関係でありますとか農林水産部の関係だ

ったかもしれませんが、実際、今回、議案に上がっております事故繰越を——あれは九州財務局とやるんですかね、事故繰り。で、折衝に当たられた方がいらっしゃったら、例えば、その地震前の厳しかったときよりも、確かに、まあ優しくなったというのは変ですけども、簡素化されたとか、緩和されたのか、余り変わらないのかということをちょっと、どの課でも結構でございます。代表して部長でも結構でございます。

○山下自然保護課長 自然保護課でございます。

工事につきましては、財務局から事故繰りの手続の簡素化ということで文書が発出されておりまして、以前に比べて簡素化されているところです。

○松田三郎委員 ほかもそうですね。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございますけれども、グループ補助金につきましても、事故繰越につきましては、今同じ通知がありましたけれども、財務局のに基づきまして、1件審査ではなくて、一覧表的な審査で済んだというふうにお聞きしております。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 12ページで、新規事業のこの国際化環境整備推進費なんですけど、これは全国的に全く同じようなのが展開されているのかと、あと、本当にこういう需要が——どんどん外国人が多くなってくるのが予想されるんですが、今までどこが窓口でこういう何か外国人のを処理していたのか、その辺を教えてください。

○波村国際課長 国際課でございます。

まず、全国的な動きでございますけれども、国のほうで、全国100カ所、これは都道府県と政令指定都市中心に100カ所設置するような制度設計をされておりまして、大体ほとんどの自治体がもう準備を進めているところでございます。

それと、次に、今までどうしていたかという話でございますけれども、県庁内に熊本県国際協会というのがございまして、こちらのほうで中国語の相談員さん1人で——今までが中国が一番多かったものですから、対応してきたところでございます。

年間140件でございますけれども、今後、特定技能1号、2号が採用され、ふえるにつれて、大体埼玉県の例で換算しますと、年間500件程度相談があるのではないかとということで、あとベトナムの——今中国を超えてベトナムが第1位になっておりますけれども、このベトナム語のできる人と、あと日本人のコーディネーターを2人増員しまして、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○南部隼平委員 今に関連してなんですけれども、そういった推進ということで、全国的な動きということですけども、熊本市もやっというふうなところですね。話の中で、県庁も熊本市にあるし、熊本市も熊本市にあるということで、そのすみ分けというか、あとは、必要であれば、例えば、ほかの市町村につくったほうがいいんじゃないかとかいう声もあつたりするんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○波村国際課長 熊本市と熊本県がセンターを設置するというので、両方とも熊本市に設置するというのでございますけれども、大体市に4割、それ以外が6割いらっしゃいます。我々も、県南とか天草あるいは県北への設置も検討したんですけれども、埼玉の、先進県の例を見ますと、大体9割が電話相談、そして都市以外では市町村からの相談が非常に多いということで、県としましては、しばらく県庁内に置きまして、運営状況を見ながら、今後、場所や出張相談、そういったところも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第11号、第12号及び第16号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第1号を議題いたします。

請第1号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○吉田消費生活課長 消費生活課でございます。

請第1号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明します。

この事業は、多重債務者や熊本地震の被災者など、生活再生の支援が必要な方々に対して、生活再生に向けた家計診断、生活指導を行い、また、法律専門家による債務整理の支援や債務整理に伴う臨時的な生活資金の貸し付け及び貸し付け後の償還完了までのサポートと、一貫した支援を行うものでございます。

平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合熊本に委託して実施しております。

これまでの9年間の事業実績といたしましては、面談による新規相談件数が6,000件、貸付件数が588件、貸付額が2億5,000万円余となっております。

また、熊本地震の被災者には、発災後、平成30年度までで、貸付件数130件、貸付総額4,500万円余となっております。

執行部といたしましても、本事業は、多重債務者はもとより、被災者の方々の生活再生の支援に効果を上げており、非常に重要な事業と考えております。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第1号については、いかがいたしましたでしょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第1号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は、採択とすることに決定をいたしました。

次に、今回付託された請第2号を議題といたします。

請第2号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○吉田消費生活課長 消費生活課でございます。

請第2号、地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書の提出を求める請願について御説明いたします。

地方消費者行政に対する国の財政措置として、平成29年度まで交付されていた交付金は、その対象が消費生活相談に係る相談員人件費や運営費、消費者教育啓発などと、幅広い事業を対象としておりました。

ところが、平成30年度に交付金制度の見直しがなされ、新たな交付金が創設されました。新交付金の対象は、例えば外国人向け相談窓口の整備など、国として取り組むべき重要消費者政策に限定されており、消費生活相談員人件費等、地方公共団体が必要とする基盤的な経費は対象とされておりません。

また、従来型の交付金も維持されましたが、この交付金に係る本年度の国の予算額は、対平成29年度からの削減率が4割を超える大幅な削減となり、全国的に大きな影響が生じております。

本県におきましても、県及び市町村の要望に対する充足率が約76%にとどまり、各種事業の廃止、縮小をせざるを得ない事態となっております。

執行部といたしましても、地方公共団体が必要とする事業を行うためには、令和元年度以降も国の交付金の十分な予算措置が不可欠

と考えております。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第2号については、いかがいたしましょうか。

（「採択でお願いします」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第2号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、請第2号は、採択とすることに決定をいたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第2号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○高野洋介委員長 配付は終わりましたでしょうか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により議長宛て提出することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとし

てよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課でございます。

創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について御説明したいと思います。

A3カラーをごらんください。

1点目は、熊本地震からの復旧、復興を確実に進めていくため、復旧・復興プランの10項目について、重点的に進捗の把握を行い、復旧、復興全体の加速化を図っております。

10項目のうち、本委員会に係る4項目について、私のほうから、まとめて5月末時点の進捗状況を御報告させていただきます。

まず、この一覧表の見方については、2ページ目下をごらんください。

赤文字が、11月末時点からの変更点、青色の枠組みが、既に達成、完了したもの、黄色の枠組みが、復旧、復興の進捗の目標、メルクマールとなるものです。

1ページ目にお戻りください。

②災害廃棄物の処理ですが、昨年12月26日に完了しております。

済みませんが、2ページ目をお願いいたします。

上段、⑥被災企業の事業再建についてですが、グループ補助金による施設、設備の復旧支援を行っております。

現在の進捗率については、5月末時点で交付決定が99.3%、復旧完了が95.6%となっております。後ほど、担当課から詳細に御報告

させていただきます。

次に、⑨八代港のクルーズ拠点整備については、表の1番目から4番目の帯は土木部所管ですが、国は既に専用岸壁の工事を進めており、本年1月には、県が大型バス等の駐車場の造成工事に着手、また、ロイヤル・カリビアン社においては、本年4月に旅客ターミナル等の工事に着手したところでございます。昨日、その画像等も発表になっております。

今後、引き続き3者で連携し、来年4月の供用開始に向けて、魅力あるクルーズ拠点形成に取り組んでまいります。

次に、5番目の帯をごらんください。

クルーズ旅行商品造成などの取り組みです。

昨年から、ロイヤル・カリビアン社とワーキンググループを設置し、観光地としての魅力向上等に取り組み、また、地元旅行社とともに、新たな地元消費型旅行商品を造成しております。今後も、こうした取り組みをしっかりと進めてまいります。

⑩国際スポーツ大会の成功についてです。

先ほど午前中に、国際スポーツ大会推進部長や課長の説明にありましており、会場整備など着実に進んでおります。

表にありますとおり、カウントダウンイベントなどもしっかり取り組みながら、あらゆる機会を捉えて国内外からの誘客を促進してまいります。

この2つの国際スポーツ大会の大成功に向けて、県議会を初め皆様からの御支援、御協力をいただきながら、取り組みを加速化させてまいります。

引き続き、これら10項目を初め、復旧、復興全体を着実に、かつ、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○坂野水俣病審査課長 水俣病審査課でござ

います。

お手元の資料の経済環境常任委員会報告事項、環境生活部の冊子の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして、まず、平成16年の関西水俣病訴訟の最高裁判決以降の主な経緯について御説明をいたします。

平成16年10月の最高裁判決で、水俣病の被害拡大に関しまして、国と県の責任が確定をしました。この判決を契機としまして、水俣病の認定申請や裁判が急増しております。

これに対処するために、平成21年7月に、いわゆる特措法が成立をしまして、一時金支払い等の救済措置が講じられたところでございます。これを機に申請者数は急減をし、係争中の裁判につきましても、和解が成立したところでございます。

平成25年4月には、県の認定棄却処分を取り消しなどを求める訴訟で、県敗訴の最高裁判決が出されました。

その中で、水俣病認定の判断条件について言及がございまして、総合的検討の重要性が指摘されたところでございます。

このため、本県では、認定審査会での審査を一旦停止をし、環境省に対しまして、最高裁が示しました総合的検討の具体化などを求めたところでございます。

その結果、平成26年3月に、環境省のほうから、総合的検討に関する通知が発出されまして、平成27年7月に県の認定審査会を再開し、現在に至っているところでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

2の認定業務の状況につきまして御説明をいたします。

(1)の認定申請の状況でございますが、4月末時点の認定申請件数は、先ほど主要事業のところで説明したとおりでございます。

(2)の認定検診の状況でございますが、検診につきましては、県内外の医療機関に委託

して実施するとともに、県から派遣する医師による出張検診などを行うなどして検診の促進に努めているところでございます。

(3)の認定審査の状況でございます。今年度も、認定審査会を6回開催し、300件程度の審査を行う予定としております。

次に、3の裁判の状況について御説明をいたします。

本県を被告とする訴訟は、4月末時点では8件でございましたが、うち1件につきまして、去る5月29日に東京地裁で判決がございまして、原告の請求を棄却、国、県側勝訴の判決がございました。この結果、現在、本県を被告とする訴訟は、5月末時点で合計7件となっております。

概要は、次の3ページ及び4ページの表のとおりでございます。

いずれの訴訟におきましても、司法の場で県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

説明は以上でございます。

○横尾環境政策課長 引き続き、環境政策課から説明いたします。

資料の同じページの4番、JNC株式会社の平成30年度決算の概要についてお願いいたします。

先月の13日にJNCの30年度決算が発表されました。主力の液晶材料等事業において、中国メーカー等の台頭により販売が低調となったことから、経常利益は53億円となり、前年度に比べて経常利益は減となりましたが、平成12年閣議了解の経常利益目標額53億円は達成しており、患者補償金の支払いに支障はありません。

5ページから、決算確定に伴い、平成12年の金融支援策に基づき算定した支援措置について説明いたします。

5ページの別紙2の右側のグラフをごらんください。

今年度の経常利益の配分を示しております。

グラフの右側に数字がありますが、40とその下の無利子化相当額の13.2億円を足した額が経常利益額の53.2億円となります。

真ん中の患者補償費、その上の租税公課を除いて算定しました本年度のチッソからの公的債務返済額は、上の黒い部分ですが、21.8億円となります。

6ページをお願いいたします。

別紙3ですが、金融支援措置の仕組みを図にしたものでございます。

右側上部のチッソ(株)という字がありますが、その下に2重枠で経常利益53.2億円とありますが、そこから左上部に矢印が出ていて、最初に①患者補償の実施に充当しまして、その後、その左側の②としまして、租税公課に充てます。丸の数字は充当順位をあらわしております。

経常利益の下の無利子化相当額は、内部留保として確保し、経常利益の左を見ていただくと、先ほど申し上げました公的債務の返済額として、可能な範囲で返済21.8億円となります。

その21.8億円の下に2重枠で県特別会計と、その下に④H7一時金償還金がありますが、それがこの21.8億円の内訳になります。

まず、県特別会計のア、6億円を、左の矢印③の部分、ヘドロ立替債と患者県債に充当し、次に、④のH7一時金償還金に充てた後、⑤の支払い猶予債務充当額に充てます。

左側の太文字、約定償還の一番下の括弧の部分、H7一時金県債、特別県債、H22一時金県債につきましては、支援措置に基づき返済が猶予されているため、県として、本年度の償還額を一般会計から繰り出して償還するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○財津環境立県推進課長 環境立県推進課で

ございます。

7ページをお願いいたします。

平成28年度(2016年度)の熊本県温室効果ガス総排出量についてです。

この2016年度が、報告できます最新の数値になります。

まず、地球温暖化に関する動向ですが、2020年以降の地球温暖化対策に係る新たな国際的枠組みでありますパリ協定が2016年11月に発効し、全ての締約国が、産業革命前からの平均気温上昇を2度未満を目標に対応を行っております。

国では、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で26%削減する目標を設定しております。

本県は、2016年2月に策定しました地球温暖化対策推進計画において、2013年度を基準年度とし、2020年度に18%削減、2030年度には30%削減という、国より厳しい目標を設定しております。

8ページをお願いいたします。

県の温室効果ガス総排出量の推移でございます。

図1の茶色いほうの棒グラフをごらんください。

2008年からの景気悪化や2011年の東北大地震の発生により、総排出量は減ったりふえたりしておりますが、その後の節電や再生可能エネルギーの導入拡大等により、2013年度をピークに減少しております。

直近の2016年度の総排出量は、CO₂換算で約1,300万トンでございます。前年度比3.8%減、基準年度比で16.1%減となっております。

9ページをお願いいたします。

部門別内訳でございますが、図2のとおり、産業部門が30%を超え最も多く、次いで、運輸、家庭、業務部門となっております。

また、前年度比では、図3のとおり、産

業、家庭、業務部門は減少し、運輸、廃棄物部門は増加しております。

増加の主な要因としましては、熊本地震の復旧、復興によりますガソリンや軽油の使用量の増加や、また、大量に発生しました災害廃棄物の焼却などが考えられています。

この件につきましては、説明は以上でございます。

引き続きまして、資料の11ページをお願いいたします。

熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画の策定でございます。

県と熊本市及び周辺10市町村では、共同で熊本地域の地下水保全を推進するため、令和6年度を目標年次とします管理計画を平成20年度に策定し、これまで第1期、第2期行動計画に基づいて保全対策に取り組んでまいりました。

今般、最終となります第3期行動計画を策定しましたので、概要を報告いたします。

これまでの目標達成状況を踏まえまして、3の現在の水量に関する状況ですが、ここに示しておりますのは、県の代表的な観測井の水位と江津湖の湧水量のデータでございます。

長期的に低下傾向にある中で、このグラフのように、平成17年度以降は回復傾向が見られます。

12ページをお願いいたします。

地下水採取量のグラフですが、これは年々減少し、28年度に目標を達成いたしました。

これまでの対策を通じ、結果として、当時懸念されておりました地下水位の低下や湧水の枯渇といった状況は見られず、水量の状況は改善の傾向がうかがえます。

次に、水質の目標達成状況ですが、硝酸性窒素濃度の調査結果と推移です。

ごらんとおり、全体の平均として、横ばいまたは微減傾向となっておりますが、熊本地域の北部または北東部にかけては、高

い濃度を示す色が多く見られます。

13ページをお願いいたします。

取り組みの課題ですが、水量につきましては、今後、涵養域の減少が見込まれることから、涵養対策の拡大とさらなる採取量の削減が、また、水質では、依然として環境基準値を超える井戸が多く、対策の効果があらわれるまで時間を要することが課題となっております。

こうした状況を踏まえまして、第3期行動計画では、主な取り組みとしまして、水量については、涵養対策の約6割を占めます白川中流域での冬期湛水の検討や台地部での湛水事業の拡大を図ります。また、さらなる節水対策に取り組んでまいります。

2の水質保全では、条例に基づく取り組みやモニタリングにより、対策の効果をしっかりと把握してまいります。あわせて、普及啓発や地下水の活用を進めてまいります。

最後に、目標数値ですが、ごらんの積み上げ等によりまして、目標涵養量を年間3,800万立米、目標採取量を1億6,550万立米以下を目指してまいります。

水質では、全ての指標井戸で硝酸性窒素濃度の目標水質の達成を目指しております。

14ページは、今説明しました主な取り組みの概要でございますので、説明は省略させていただきます。

環境立県推進課は以上でございます。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項が2件ございます。

まず、報告事項の15ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために、毎年実施しているものでございます。

平成30年度の結果は、(3)のとおり、水質、地下水ともに総水銀は検出されておられません。また、底質も、暫定除去基準値を下回っております。さらに、魚類につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)の今後の対応ですが、今年度も、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

次に、16ページをお願いします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しておりまして、(1)の点検・調査の趣旨のとおり、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

平成30年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立地護岸前面の海域の水質調査では、総水銀は検出されておられません。イの地盤調査では、異常な沈下、陥没は見られませんでした。ウの構造物変状調査でも、構造物に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

本年度も、同様の点検と調査が予定されております。

引き続き、17ページをお願いいたします。

平成30年度に実施しましたダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等について御説明いたします。

まず、1の環境調査でございます。

法に基づき、県内の大気、水質、水底の底質及び土壌の汚染状況を調査しました。

調査は、県内を4ブロックに分けてローリング調査で行っておりまして、平成30年度

は、菊池、阿蘇地区を対象地域としております。

結果は、(1)、(2)にお示ししたとおりで、調査した全ての地点で環境基準値以下でございました。

次に、18ページをお願いいたします。

2の県による検査結果でございます。

特定施設の排出ガスや排出ガスにおける排出基準の適合状況を確認するための検査でございます。

平成30年度は、9施設に対して調査を実施した結果、3施設の排出ガスにおいて、排出基準を超過したため、改善を命じております。

3施設とも、直ちに自主的に操業を停止して、原因究明と改善対策に取り組んだ結果、2施設は改善が完了し、残り1施設についても、操業停止を継続しながら改善対策を実施中でございます。

また、施設から発生するばいじん、燃え殻についても、5施設で検査しましたが、1施設でばいじんが特別管理産業廃棄物に該当したため、廃棄物処理法に基づき、適切に処理するよう指導した結果、適正に処理されました。

3の法定自己検査結果でございます。

これは、法に基づき、特定施設の設置者は、年1回以上の自己検査を行い、県に報告しなければなりません。平成30年度末現在、法定自己検査義務対象施設123施設のうち、検査を実施した施設は115施設であり、全て排出基準値以下でございました。

なお、自己検査の未実施が8施設ありましたが、うち7施設は稼働を休止中であり、残りの1施設については、検査を実施するよう指導中でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤井総括審議員 商工政策課でございま

す。

商工観光労働部の委員会報告事項の1ページをお開きください。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取り組みについて、このカラーの概要版にて御報告します。

なお、2ページ以降に詳細版をおつけしております。

まず、この条例は、本県の中小企業振興対策の基本になるものとして、平成19年3月に議員提案で制定され、26年12月には小規模企業振興に関する基本指針を加える改正がなされております。

資料の上段にありますように、平成30年度は、熊本地震からの復旧、復興と地方創生のさらなる推進を課題とし、取り組みを実施いたしました。令和元年度も、同課題に沿って取り組みを実施いたします。

左側の平成30年度の主な取り組みの成果についてですが、ポツに幾つかございますように、グループ補助金による支援のほか、制度融資や信用保証料の全額補助等により、円滑な資金調達の支援などを行っております。

また、販路拡大に向け、商談会等を開催するとともに、事業承継に向けた支援を行っております。

次に、中段の地方創生のさらなる推進につきましては、企業の人材確保に係る支援として、2つ目のポツですが、新たに若者の県内就職を後押しする奨学金返還やUターン費用等の支援制度を創設しました。

また、5つ目のポツ、誰もが安心して働き活躍することができる企業をブライ企業として認定しており、昨年度、新たに95社を認定いたしました。累計288社です。

ブライ企業を支援する取り組みとして、PRイベント等を実施するなど、求人面からの支援を行っております。

また、外国人受け入れについても、企業等の相談支援を行っております。

次に、一番下、小規模事業者に関する取り組みについてですが、商工会、商工会議所等による個別相談への対応など、経営改善等の支援を行うとともに、くまもと産業支援財団にありますよろず支援拠点との連携により、小規模事業者の経営課題の解決に向けた支援を行っております。

右側、令和元年度の主な取り組みについては、グループ補助金の円滑な執行を初め、中段にありますように、UIJターン就職を促進するなどの人材確保支援を強化しますとともに、引き続き、小規模事業者等の経営力強化に向けて、さまざまな相談対応などに取り組んでまいります。

今後とも、当条例に基づき、熊本地震への対応を初め、意欲ある中小企業、小規模事業者の取り組みをしっかりと支援してまいります。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

ただいまの資料の一番最後のページ、12ページをお願いいたします。

グループ補助金の直近の状況として、5月末時点の執行状況等について御報告いたします。

まず、予算の下の帯の1段目でございますけれども、グループ補助金の前提となります復興事業計画の認定状況になります。

ことし3月の最終の加入手続を終えまして、現在、506グループを認定しております。補助金申請件数は、予定を含めて4,739件になっております。

2段目は、その交付申請の内訳になりますが、5月末の申請件数は、審査中の3件を含めて4,709件、今後30件の申請予定となっております。

3段目は、交付決定になりますが、決定済みが4,706件となっております、1段目の交付申

請予定の4,739件に対しまして、交付決定率は99.3%となっております。

なお、先ほどの午前中の主要事業資料の40ページの下段に参考として記載しておりました、3月末の件数が4,861件としておりましたけれども、この差の155件につきましては、交付決定後に地震保険の受領等によりまして補助事業の廃止をされた分でございます。今回、30年度の決算に合わせて、実数として整理させていただいたものでございます。

4段目は、事業完了の状況でございますが、4,531件でございます。95.6%でございます。175件が事業実施中となっております。

最後に、今後の課題と取り組み状況でございますが、今後、申請予定、審査中の33件、それから事業実施中の175件につきましては、個々に担当を配置しておりまして、被災事業者に寄り添って事業を進めてまいります。

また、公共事業の影響によって、やむを得ず今年度中に補助金の申請ができない事業者のための予算確保を引き続き国と調整し、最後までしっかりと取り組んでまいります。

商工振興金融課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○池田和貴委員 ダイオキシンの特別措置法に基づく調査結果で、最後の18ページに、法定自己検査の結果の報告がありました。実際、義務づけられている法定自己検査をしなかったところが、稼働中では1施設あるわけですね。

○葉山環境保全課長 はい。

○池田和貴委員 この1施設がまだしてないんですけども、今指導中であるということなんです。これは、今後もししなかったらどういうことになるのか、今どういう状況なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

今保健所を通じまして自己検査を行うように指導中でございます。

そして、しなかった場合については、これはダイオキシン特措法で一応指導——検査するように法に基づきなっておりますので、保健所が指導して、調査するような命令をして、それでもしなかった場合には罰則がございますけれども。

○池田和貴委員 済みません、罰則は、どんな罰則になるんですか。

○葉山環境保全課長 環境保全課でございます。

今その罰則の分の手持ちはちょっと持っておりませんので、委員長の御了解の上で、後でまた御説明に伺いたいと思います。

○高野洋介委員長 そのように取り計らいます。

○池田和貴委員 お願いします。

済みません、じゃあもう1つ。やはりこういうのは、しっかり指導しないと、何かの理由があるのかもしれないけれども、やっておかないと、今までやっている人たちがやっぱりやらなくなる可能性、そういうふうになりがちになってしまうのもいけないので、やはりしっかりと指導していくようにお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○南部隼平委員 最後に報告がありましたグループ補助金に関してなんですけれども、済みません、ちょっと的外れだったらあれですけれども、交付決定済みというのが4,700件で、トータルで1,338.8億、完了済みが4,531件で1,089.8億ということなんですけれども、件数の割に額が大きいなというのはちょっと、額が大きいというか、150件余りに対して250億ということで、何か大規模なやっぱり企業とか、そういうところが残っているのが多いのかなということをちょっと思ったんですけれども、そういった状況を教えていただければと思います。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

金額は、それぞれ数十万円から億単位というふうにさまざまございまして、済みません、即答で何億——例えば、大きいものでいくと、新聞等で報道されていましてのは、九州産交さんの阿蘇のロープウエー関係ですとか、そういったものもございまして、そうしたものの積み重ねということでの結果ということで御理解いただければ幸いです。

○南部隼平委員 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後1時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長